
平成24年 第3回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成24年9月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成24年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(20名)

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 淵野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員(なし)

欠 員(2名)

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 伊藤 裕乃君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	佐藤 式男君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	人事職員課長	森山 金次君
防災安全課長	御手洗祐次君	会計管理者	佐藤 忠由君
産業建設部長	工藤 敏文君	農政課長	平松 康典君
建設課長	麻生 宗俊君	都市・景観推進課長	柚野 武裕君
健康福祉事務所長	衛藤 義夫君	福祉対策課長	衛藤 哲雄君
子育て支援課長	小野 啓典君	環境商工観光部長	相馬 尊重君
環境課長	生野 重雄君	商工観光課長	平井 俊文君
挾間振興局長	志柿 正蔵君	庄内振興局長	工藤 浩二君
庄内地域振興課長	工藤 敏君	湯布院振興局長	松本 文男君
湯布院地域振興課長	佐藤 眞二君	教育次長	森山 泰邦君
学校教育課長	江藤 実子君	スポーツ振興課長	生野 隆司君
消防長	大久保一彦君		

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、本日もよろしく願います。

ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

一般質問

○議長（生野 征平君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、11番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。本日の一般質問は、この演台から行わせていただきます。その後はいつもの席に戻りまして、追加質問となります。よろしくお

願いたします。

質問に先立ちまして、せんだっての9日の県体、議員ソフトにおきましては本当にお疲れさまでございました。我々の活躍を言う前に、挟間振興局の大野君のアーチェリーの優勝、まことに見事でした。それに引きかえ我々は背中を見なければいけないというふうに思いますので、先ほど21日からもう既に次の県体に向けての練習が始まるという話がありましたので、どのようになっていくのか。皆様と一緒に来年、1年間、頑張りたいと思います。笑っちゃいけない。よろしく願いたします。

この質問は大きく湯布院の温湯地区の土石流災害、そして今動きが活発な再生可能エネルギー開発、そして郷土のプロサッカーチーム大分トリニータの3点について伺いたいと思いますが、この土石流災害に先立ちまして、由布市の消防団長佐藤崧男さんがせんだってお亡くなりになりましたが、本当にあの災害の際に災害被災地が地元でもございます。佐藤崧男さん、制服を脱ぐことなく何日間にもわたって陣頭指揮をとられておられました。彼の消防団人生に対して、大きな敬意を払うとともに御冥福を心より祈るところでございます。団長本当にお疲れさまでございました。

それにかかわります団長が本当に両手を挙げて、由布山に向かって、これ以上土砂をここに流し込まさない、そんな決心をもって取り組んだこの土石流災害の対応について、市の方向性を伺いたいと思います。

この7月の九州北部豪雨というものは、まず最初に1日、これは市民体育大会の終わった日でもございました。我々も慰労会をしながら、湯布院町が一番成績がよかったということで、万歳で締めくくって帰ろうとしたときに、午後7時ぐらいですね。我々の携帯に一報が入りまして、被害の実情わからぬままに2次会に流れた選手たちもたくさんいました。翌日の朝、こんな大きな被害になっていたのかとびっくりしたようなものでございます。その後、日田、竹田、中津と災害が続きました。その深刻さは大きなものでございました。

湯布院の地域では、西面の山腹を発生源とする平成19年に引き続いての湯の坪川、そして岳本川の土石流災害と引き続いております。お手元にお配りの、議長より許可を得まして配付しております写真のとおりでございます。西面には本当に赤茶色の土石流がくっきりと見てとれます。また、次の段に置いております大崩れの写真には、今まで気がつくことのなかったV字状の深い崩落が新たに加わっております。

途中で申しわけありません。私最初に、自分の名前を言うのを忘れておりました。(笑声)最初に入れていただきたいと思います。今思い出しました。政策研究会の溝口でございます。議長の許可を得て、本日最初の一般質問でございます。

続けます。この最近の由布岳の崩落と土石流は本当に19年、ことしというふうが続いており

ますが、小さな崩落はまだまだその後も、以前もございます。この19年と24年というわけではございません。続いておる最中ございます。

もとより治山や砂防という災害は、その対策を県や国が責任を持ってやることになっておりますけれども、住民生活と安心・安全を担保するこの由布市が、まず国や県に市民の持つ不安や恐怖を訴えて、解消策を求める動きかけ、働きかけをというものをしなければいけない。それがまた喫緊の課題でもあると考え、以下諸点について、市の対応と考えをお伺いします。

1つは湯の坪川、岳本川の砂防や治山ダムの復旧進捗状況及び国・県の具体的な対応状況、その今後の方向性について。

2つ目は、由布岳に対する国の治山方針に対する市の働きかけはどうなっているのかの経緯について。

3つ目が、由布市の考えている湯の坪川、岳本川流域に係る今後の土石流対策について。

4つ目は、金鱗湖への流入土砂による環境変化への対応策及び観光被害の実態とその対応について。

5つ目は、盆地周囲の土石流危険区域への安全対策の周知徹底状況について。

6つ目は、災害時の要援護者に対する台帳整備とその個人情報の壁というものを超えて、具体的に避難する支援をする体制は整っているのかを。

7つ目は、災害対策に関する行政機構、状況報告、指示命令、情報伝達のあり方を市執行部の組織再編計画の中で、どのように今検討して、具体化しようとしているのか。

以上の7点を伺います。

大きな2つ目は、再生エネルギー開発への取り組みでございます。3・11震災以降福島原発事故、またそれを受けた世界的な原発忌避、廃止の流れの中で、我が国でも太陽光発電を初め中小規模の水力、風力、地熱、バイオマス、海洋エネルギーへの取り組みが現実味を帯びてきております。中でも大規模発電が可能なソーラー発電はいたるところで計画され、1,000キロワット規模のメガソーラーという発電は計画実施する企業や自治体があらわれている現状でございます。まさにこれは発電を計画実施する企業、自治体があらわれている現状は、エネルギー革命の時代が始まったと言えます。

こうした状況下で、由布市においてはどのように再生エネルギー開発にかかわっていかようとしているのか。その方向性について以下の点についてお伺いします。

1つは、この原発忌避、廃止の流れに対する市長御自身の認識と評価はいかがになっているのか。

2つ目は、再生可能エネルギー開発に取り組もうとしている企業の誘致は考えているのか。

3つ目は、市民や地域に対して住宅ソーラーあるいは小規模水力発電等への取り組みを進める

補助施策は講じられないのか。

4つ目として、廃校になった学校跡地あるいは浄水場のスペースを活用、あるいは耕作放棄地の集積を通して、あるいは市有地や入会地の有効利用策として由布市自身がソーラーエネルギー開発をする構想はないのか。

以上、小さく4点お伺いします。

大きな3点目は、大分トリニータの借金返済支援でございます。

J1復帰の前提条件である3億円を全体ではもっと、この倍以上ありますけども、返済金が既にサポーターが1億2,000万円、残額を県が5,000万円、市町村が5,000万円、そして経済団体が1億円で、3億円を超える額が今集まっておりますが、それをそのことを由布市が市民に対して、トリニータの借金返済を果たすことについての説明、その責任はどうなっているのかをお伺いします。

また、我が市にはJFL所属のHOYOというプロを目指すチームもございます。この支援も市民に具体的な説明がこれから必要になってくると考えております。その必要を認めて質問をいたします。サッカーに対する由布市の今後の方向性を示していただきたいと思っております。

以上、大きく3点、お伺いいたします。簡潔な御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。先日のソフトボールは大変お疲れでございました。練習不足がということではありますが、しっかり練習して、来年は優勝目指していただきたいと思っております。我々も部課長上げて皆さん方の練習に応援をしていきたいと思っております。

さて、11番溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、温湯地区土石流災害についてであります。湯の坪川砂防堰堤と岳本川砂防2号堰堤の除石は、土石流災害発生後速やかに工事発注をいたしまして、24年の7月31日に作業を完了したという通知を受けております。また、今後1号堰堤の除石を予定してございまして、緊急砂防事業としてその上流部に新規砂防堰堤の設置を県から事業申請したとのことで、国土交通省の認可を受けて、早期に事業着手するとのことであります。

7月1日の災害発生から7月2日には、知事が早速視察に見えられました。7月4日には地元国会議員の視察がございました。7月6日は国土交通省が現地に参りまして、私どもが説明したところでもあります。また、7月14日には岩本農林副大臣が視察に見えられました。7月18日には超党派の国会議員が見えられまして、日田市において由布市の災害状況を説明をいたしました。7月22日には農水省の現地視察がございまして、その折にも要望、対策といろんな形をお願いをしたところではありますが、市といたしましても、早期の事業着手を県・国に働きかけておりましたが、昨日、県出身の国会議員から国が砂防事業を実施することになったとの報告がファ

クスで入りました。その夕刻17時には、奥田国土交通省副大臣が現地に視察に来られまして、私どもも説明をしたところでありまして、一応砂防堰堤が新規できるということが確定をいたしましたところでもあります。

岳本川の砂防事業区間より下流の市の所管する区域の対策についてという質問でございますが、埋塞土砂の撤去、被災護岸の復旧やボックスカルバート頂版の切断撤去等を実施を今しているところでもあります。また、最下流部の有料金鱗湖駐車場から金鱗湖までの暗渠区間の改修工事を計画をしております、今議会に補正予算を計上いたしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

湯の坪川上流の治山ダムの復旧状況でございます。湯の坪川上流に設置している2基の治山ダムでは、捕捉した土砂、流木の排除を行っておりまして、9月中には完了する予定でございます。さらに土砂排除とあわせてダム本体をかさ上げして、堆砂容量の確保に努めることとしております。また、新たな林地崩壊箇所につきましては、災害関連緊急治山や一般治山事業による崩壊対策を要望しているところでもあります。

由布岳の斜面崩壊についてであります、7月22日に岩本農林副大臣を初め農林水産省関係者が、豪雨災害の現地調査に訪れた際に、現地で被災状況を説明をいたしまして、早期の復旧・復興に向けた事業の推進支援と全ての梅雨前線豪雨被害に対する激甚災害の指定、更に、特別の財政措置を書面により要望いたしましたところでもあります。また、8月9日の大分県との豪雨災害に関する意見交換会で、治山ダムによる土石流の捕捉状況や今後の対応と復旧対策について意見交換を行っておりまして、特に由布岳山腹崩壊における土石流災害に備えた、特段の予防対策をお願いをしているところでもあります。

次に、金鱗湖についてであります、豪雨の影響で大量の土砂が金鱗湖や周辺河川に流れ込んだことによりまして、金鱗湖遊歩道の一部が傾いているとともに、水没している箇所がある状況であります。仮設の道板を敷いて、現在は何とか通行ができる状況になっております。

遊歩道のかさ上げや改修、老朽化した防護柵の改修、流入した土砂の一部排除などを行うために、今議会に補正予算を計上しておりますので、またこれもよろしくお願いいたします。また、観光被害につきましては、JR久大本線が日田・浮羽間で運転を見合わせていたことや風評被害などによりまして、由布院温泉では、昨年度の7月に比べ3割以上の宿泊減となっている状況であります。

これまでに久大本線の早期復旧について、大分県やJR九州などに要望活動を行ってまいりましたが、8月25日に普通列車が、3日後の8月28日には特急列車が全線開通をしたところでもあります。風評被害を払拭するためにも、本年は、東京、大阪等に出向いて、由布市の現状や魅力を情報発信していく予定にしております。

次に、盆地周囲の土石流危険区域の安全対策の周知状況についてであります。旧湯布院町時代の平成15年度に災害想定区域図を作成して、各自治区で説明会を開催するとともに、各公民館に掲示をしております。

平成21年度には、土砂災害を含めた風水害、地震等の内容を記載した「防災の手引き」を全戸に配布いたしまして、防災意識の高揚を図ったところであります。また昨年の9月には、自治区ごとの災害想定区域図を各家庭にお配りし、自分の住んでいる地域の危険度を御確認いただいているところであります。

次に、災害時の要援護者避難支援についてであります。災害時要援護者避難支援プラン個別計画では2,500世帯の台帳整備を行い、市の関係課、各社協、民生委員、自治委員で、災害時等の要援護者の情報を共有しているところであります。

今年4月の自治委員会におきましても、自治区ごとに要援護者名簿を提供し、避難時の近隣の支援者の選任について、隣保班単位等で取り組んでいただけるよう、お願いをしているところであります。

今回の災害では、対策本部の救援班におきまして、被災地域の要援護者宅に連絡を入れ、また、連絡の取れない方には、民生委員さんの協力もいただきながら早めの避難を促し、安否確認を行うとともに、自分で避難所まで行くことができない方は、市の職員が家まで行きまして、避難所までの支援をしたところであります。

次に、災害対策に対する行政機構等についてであります。今回の岳本川での土石流災害の対応から「由布市災害対策本部運営要領等」の組織の体制や職員の参集体制、情報収集、指示命令系統の見直しを行ったところであります。情報伝達の向上が、さらに図られたと思っております。

次に、再生可能エネルギー開発への取り組みについてであります。6月の議会でも申し上げましたが、電力が原子力に依存することに対しましては、賛同するものではないというのが私の考え方でありまして、多くの方々と同じ思いであろうかと思っております。

7月に国の再生可能エネルギー政策の見直しによりまして、多くの企業や事業者が発電事業に参入するようになり、由布市内へも数多くの相談や問い合わせがまいっております。

しかしながら、長期的なエネルギービジョンが不透明なことや再生可能エネルギーの種類も多岐にわたり、また参入業者も大小多岐にわたる状況で、誘致については、個別に判断せざるを得ない状況であります。また、国が再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によりまして、設置負担の軽減が図られている状況であることから、市単独で補助制度は現段階では考えておりません。また、今後学校や公民館等、公共施設の新設、改築に際しましては、太陽光エネルギー施設の設置等は積極的に推進してまいりたいと考えております。学校跡地や市有地等を利用して、市が主体となった太陽光発電等の構想は考えておりません。

次に、大分トリニータの支援についてであります。返済金のうち一般寄附金1億円、経済団体から1億円が集まり、残る1億円のうち大分県が5,000万円の支援を行うとのことであり、残り5,000万円のうち大分県市長会で、市町村振興協会の基金を財源として4,000万円の支援を行うこととしております。また、HOYO AC ELAN大分は、今年JFLに昇格を果たし、現在JFL上位を目指している市内のサッカーチームで、主な練習会場として上原サッカー場を使用しているところでありますが、今のところ市として特別な支援はしておりませんが、試合の結果等につきましては、市報等でお知らせしているところであります。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 温湯地区の土石流災害について、まず再質問をさせていただきたいと思っております。

市長の答弁の一つ、7月26日においでいただいた大臣との説明の中で、激甚災害の指定をお願いしたというのは、その後の指定を聞いてはおりませんが、お願いだけで終わっておる段階でしょうか。それとも返事が、「だめだ」という返事が来たのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） お答えいたします。

農地に対する激甚災害の指定は7月31日でしたと記憶しております。指定されました。さらに公共土木施設についても8月10日に閣議決定がなされております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） この指定を受けて、具体的にどの程度の援助が来て、そしてそれを享受できる方々がどの程度。程度というのは、全てにわたって激甚指定の対象にはなり得ない部分はどうしても出てきます、周辺に。その辺での市の持っている感触ですね、これで足りるか。そのままで流れていくんだなというんで、市の負担がまたそこにかぶせなきゃいけないような事態も幾例かはあると思うんですけども、そのあたりのバランスはどうなっていますか。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） お答えします。

農地・農業用施設債については査定が終わりましたから、その後補助率の増高申請というのをを行います。増高申請の際に補助率を計算する算定式が、激甚債になりますと当然上乗せ措置がございますので、それによって補助率変わりますので、今どのぐらいの補助率になって、負担がどのぐらいになるかという具体的なお答えができません。

それから、公共土木債については、激甚債についても3分の2補助で変わらないと認識してお

ります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 返答というか、どれぐらいの補助が出てきて、市民が安心して生活をまた再構築できるというふうになるのか。公共土木に関してはまだ先が見えておりませんが、農地に関してはある程度の見込みが立っているということですね。それでいけるんじゃないかなというふうなことです。

これからこの写真にもございますように、上のほうですね。田畑に関してはまだ少ししか載っておりませんが、上の写真の右端の岳本の2号砂防ダムを越えて流れてきた土砂は、ちょうど見えますけれども、このすぐ矢印の先の田んぼあたりを完全に埋めつくしております。また、その下にはまた、これが農地じゃなくなって住宅地になって、そして先ほど、次にまた質問しますけれども金鱗湖のほう、観光の施設設備のあるところにと、だんだんと下ってっております。

ここは、どこまでをどういうふうに一括で、これ農地だけをざっとやられているようだったら一つで済むんですけども、今農地は大体見込みがついたと。公共土木については、まだこれからきちんとおりにいくんでしょうけれども、後残されている住宅地、そして観光施設、施設といえますか企業、事業所ですね。観光事業所などについての対応はどのように考えているんですかね、今の段階で。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） お答えします。

排水路については私どもの所管でありますので、先ほど市長が答弁されたとおりですね。ボックスカルバートの頂版撤去や一部、岳本川の排水路の護岸も施工いたしました。今後は9月の補正でお願いしております金鱗湖の有料駐車場から下の排水路の整備などを、9月補正で提案しておりますので、その施工で今年度は一応それを目標としております。

私が今答えられる範囲は湯の坪川の排水路のみでございますので、以上でございます。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 防災安全課長です。お答えいたします。

住宅の被害につきましては床上浸水以上と半壊、この分については見舞金制度がありまして、今補正のほうで計上いたしているところであります。

以上です。その他の企業とか、そういうものに対する補助金というのはありません。（「ないね」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（生野 征平君） 傍聴者の皆様、聞こえますか。音声いいですか。はい。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 半壊、そして床上浸水については、件数ももうわかっていると思いますけれども、実際に被災後に歩いてみたらわかると思うんですけども、土砂も、周辺の商業地域の方々の土砂除去に関しては全く自己責任でやってくれというようなところに、ボランティアが行ってるから何とか助かったという形が本来じゃないかと思うんです。もちろん、市職員がそこに出かけて行って一緒にやれというわけではございませんけれども、あのボランティアの動きにしても、もうちょっと拡大してお願いを、ボランティアのお願いを社協さんだけでなく、市も積極的に市民にお願いしていくという手法がとれたはずなんですけども、そんな形で情報拡大というか、お願いの仕方はやりましたか。（発言する者あり）やってないからだれも答えられない。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えいたします。

ボランティアの支援ということについてでございますが、今回につきましてはボランティアセンターの設置運営につきましては、まだ社会福祉協議会と協議ができておりませんでしたので、災害発生後の7月5日の午後に社会福祉協議会と協議をいたしまして、急遽ボランティア支援に関する受け入れ対応をお願いをしたところでございます。

その時点で市内の団体より申し入れがありましたので、今回につきましては急遽でしたので、そういう申し入れに対する対応ということで協議をしたところですが——それもでございます。そして翌日に湯布院庁舎の関係課長の協議の中で、そういうこともあり今回は市として特に要請はしないというふうなことになりました。

7日の朝の地元紙に社会福祉協議会の最終判断でボランティア募集の掲載が載ったところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） やはり市が、自身でどうこう動くというのは置いといていいんです。しかし市民の中には助けに行こうと、俺のできることならやってやろうという人は多々いるんです。しかし行き方がわからない。その中間をちゃんと介添えするのが自治体じゃないですかね。どう思います、防災課長。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） おっしゃるとおりであります。今回お願いしていた社協が、うちのほうとちょっと話し合いがよくできてなかったと。そういうことで前の日の朝新聞に載ったというような状況であります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） これ要望いたしますけれども、もう今それこそ忘れたころじゃなくて、いつでもやってくる可能性のある災害ですから、ぜひともそのシステムを市がとって、市民の皆さんの協力がいただきたいという仕組みをまず立ち上げていただいて、それからいろんな対応がまた、さまざま議論されると思いますので、そこをきちっとやってもらえませんか、市長。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今課長からもお話があったとおりで、社協との話が十分できてなかったという不手際もございます。それと同時にまた、いろんな災害の形を検証しながらこういうボランティアの活動ができるように、私どももしっかり仕組みづくりをしていきたいと考えております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） はい、ありがとうございます。備えあれば憂いなしで、この点十分に御留意いただきたいと思います。

金鱗湖のほうに補正で1,329万円ですか、確かに確認いたしましたけれども、あのまま放っておくと周辺道路は修理されるんでしょうけれども、それから湖面の下ですね、かなりな土砂がもう既に埋まっておるんですね。見れば魚がかわいそうに、日に照らされて背びれが出るぐらいで泳いでいるということになりますと、これは観光資源ももちろんそうですけれども、治水場を、あそこに水がかなり集まってきて、最後は大分川のほうに流れ出るという仕組みになっておりますから、もう保水がきかないんですね。いろんなところの雨の形がまた今は本当にスコールが来るような感じで、どさんと来て、ずっと引いてしまうけど、これ、どさんと来て、引かなかつたらどうなるのか。どさんと来たのが大きなスコールが来る可能性もございます。

となると、金鱗湖自体保水能力がなくなれば、すぐ一気に下に下るということになりますから、保水能力を確保するためある程度のしゅんせつが必要になるというふうに私は認識するんですけども。今すぐということじゃありませんが、その水深の状況などの調査をまずやるべきであって、それでこれはということになったら、しゅんせつを考えなきゃいけないと思いますけれども、段取りは今どうなっていますか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（平井 俊文君） 商工観光課長でございます。先ほど今回の補正予算で金鱗湖のしゅんせつまではいきませんけれども、堆積した土砂の一部排除について今補正予算で予算をお願いしております。

水深でございますけれども、ずっと前、今回ではございませんけれども、大体中心部で平均1.8メートル、一番深いところで2メートルという状況でございます。ただ議員がおっしゃられたとおり、非常に土砂が入ったところについては、もう20センチ、30センチという部分がございますので、今回の予算の中で届く範囲内については土砂の一部除去をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 早急じゃなくても、これは本当に危険を生むもとにもなりますので、ぜひとも対処はお願いいたしたいと思います。また、ほかにも危険区域として倉木山がありますが、七色の風からずっと中依、下依にかけてのあの山裾の地域というのは、まだ今のところ危険なことは現実化しておりませんが、極めて危惧する要素を持った地点がございます。由布観音といいますか鳴子川などがまずそうですし、どう見ても谷が何本かおりてきているのは我々も見てとって、あそこに来たら下には全部住宅ですので危険だなというのもわかっております。

この防災の観点から注意はもうしているのはわかっておりますけれども、想定として一番危険なところをどういうふうに認識しているんですか、今。全部一緒だと答えるかもしれねえけども。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 防災安全課長です。今言ったとおり、由布山の周りというのは本当に……

○議員（11番 溝口 泰章君） いや、倉木山。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 倉木山。あ、こっちのほう。

○議員（11番 溝口 泰章君） 山崎とか石松とか。

○防災安全課長（御手洗祐次君） あその危険区域には入ってるところでございまして、その分については県のほうの事業になろうかというふうに思いますんで、その辺もちょっと調査をいたしまして対処していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 県とか国が当然するんですけれども、予防はね。するんですけれども、それを突破して来ているのが現実今、湯布院の温湯地区の災害なんですよ。来るぞという想定で僕は待ってたのは、来るであろう、そんなときにどうするかという答えが欲しかった。必ず来るというふうに思っていたきたい。もうその危険性は本当にあると思います。これが同じように、来てしまわずに上流で土石崩壊したのが、集落に来ないで止まったのが第2番目の北側の

斜面です。ここが塚原の左端の上のほうに大崩れの現場がちょっと見えますけれども、これはもうごそっといかれてますから、どんどん崩れて、最後には近い将来由布山の西の峰はなくなるだろうと、崩落でね。そこまで予想してるんです。

同じように手前で今集まって、どどどどとおりにきてるのが、この写真です。大分自動車道と書いている上の左の真ん中あたりですね。これがおればずっと何となく薄くだらっとおりに、へびの頭みたいに最後の一番下にぐるっと丸くなっているところあるでしょ。これがかつて流れた跡です。その上に新しい木が今生えてるわけですね。この下が霧島神社になっている。昔霧島神社に向かって落ちているんですね。ですから、これはまた可能性があるわけです。これももう早急に、この下の神社周辺から上部でどういうふうになっているかというのは、早急に把握をするようにお願いしたいんですけども。市はできると思いますが。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

由布岳の山腹崩壊などに対する全体的な県や国の整備計画はないと伺っております。今回の豪雨でかなりの山腹崩壊が発生しておりますので、予防対策を含めた全体的な整備計画の策定ができないか協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 協議の後の実施が一番大事ですので、早急な協議を行い、それからの動きを要望しておきます。よろしく申し上げます。また、福祉対策となるかもしれませんが、個人情報壁となって、どうしても周囲の人たちが困っている人を助けることができない状況というのは出てくるんですけども、今答弁では隣保班体制の中でのいわゆる共助ですね、お互いに協力して、公助が、公が助ける前に共助があるという形をつくらうとしている姿勢はわかります。

でも、それをもっと緻密にするには、これは繰り返し、こういうときにはこうやるんだよというふうに具体的にみずからの足で避難してみる、どこまで行くのか、いざというときに。言葉で、絵で、そして文字で幾ら周知徹底を図ろうとしても、人間というのはなかなか覚えにくいです。我々のソフトボールと一緒に。頭の中でわかっているけどもひっくりこけて、どっちに投げているかわかんない。でも何回もやっていると、それができるようになるというのは多分正解だと思います。

だから、常に訓練ですね。訓練の機会を多々設けて、困ってる人のところに、これは隣保班体制というのは非常によく、みんなが知らないことを知ることによって個人情報を設定するんですけども、隣保班になりますとみんなが知ってるわけですから、情報を公開したんじゃなく、そ

んなこと知ってるよという部分を個人情報、プライバシーとして守ろうとしているのは隣保班では通用しないんですね。みんな知ってるんです、どの程度の収入であるのか、どんぐらい傷んでるのかとか、何が足りないのかとか。息子がどこ行ってるのかみんな知ってるからこそ、隣保班ぐらいで。

ところが、そこに単位を落とさずに今までやってきたのが、自治区単位で一生懸命やろうとしているんですね。これじゃなくて自治区は自治区、通過しちゃって、その下の隣保班をきちっと整備して、把握して、自助ができるように持っていくのが公の仕事だと思うんですけども。総体的に今のやり方どうですか。市長、私の言ったこと。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今防災訓練は自治区単位でやっていただいております。これも全体的な防災訓練としては大事なことだと思いますが、今議員が言われるような取り組みというのは、阪神大震災のときに警察とか消防の救助が間に合わないという状況が発生をして、どうするかと言ったら初めて隣近所の人たちで助け合いをしたと。そこが初めて自助・共助じゃないけど、お互いに助け合いが始まった。

そういうことから阪神では、そういう小さな自治区でお互いに助け合いをするというのが始まっているということを聞いております。大事なことはこういう隣保班単位でのあそこの部屋にはだれが寝てるとか、あっこのじいちゃんがあっこにおるということを皆さん確認している人たちが助けていくことは大事だと。そういうことはこれから進めていきたいと考えております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） そうですね。いつか話したと思います。私も阪神のときには、東京から3回ほど炊き出しに行って、そこで親御さん、家族全部なくした女の子を、面倒見たわけじゃないんですけども、話し相手になる。そうすると、その子が安心して「おばちゃん」と言うのは隣のおばちゃんですね、頼っているのがね。そっから始まるんですね、やはり人間というのは。隣、向こう三軒両隣が核であってですから——自治区を無視するなというわけではありません。そこを通しながら、きちんとした最小単位の共助組織というのを確認しながら、ぜひとも充実させていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次いで、再生可能エネルギーですけども、由布市の高崎ですか、デンケンがソーラー発電、メガですから、1,000キロワット以上をメガソーラーと言いますけどね——を稼働させるという情報がもう既に我々把握しております。このデンケンとの話は先ほどの答弁では民間の誘致は余り考えていないということですけども、他にもこの由布市内の企業で発電に取り組もうとしている企業があれば、そこに対する協力関係。例えば市有地を貸すとかということが話として出てきた場合には、どんなふうな取り組みを、基本的にはどんなふうな取り組みになるんですか。由布

市としては。全然決めてない。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

現在ある企業が単独でやる場合については、指導等は工場立地法の関係で行っているところがございますけれども、市有地を貸すとか補助金を出すとかいうことについては、現段階では考えてないということがございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 国東市は九州メガソーラーと、大分市にあります九州メガソーラーという民間会社と協力して1万100キロワットですから10メガ、これは年間で4億4,000万円収入が見込めるといふ施設ですね。デンケンは1,000キロですから年間3,500万円の収入があると。ただし20年間の42円買い取り制度がありますから、それで計算すればそうなるんです。20年間は今つくれば42円で買ってくれるんです、全量ね。発電したら全部買うんです、九電が。そして我々がそこから使うのは23円です。その分差額が全部入っちゃうんですね、こっちに。早めにそういう有利な条件を市が利用して、活用してやるべき時代だと私は認識するんですけれども。

まだほかに県が始めましたよね。松岡の工業用浄水池を建設予定にしてた、あの土地にメガソーラーです。県の場合は県が2ヘクタールあるわけですね。建設費は7.5億円、7億5,000万円かかりますけども、20年間稼働させれば20年、10年間で2億円は実収入があると。これも制度が工場立地法の適用がなくて、環境施設に振り分ける25%が全部発電用の用地に回せますから、土地の75%は全て使えるわけですね。25%は緑地にすれば済むんです。普通の工場は50%しか稼働区域つくれませんけれども、そういう有利な状況というのも把握できた、これで20年間、あ、42円もらって23円払えばこっだけ入ると——いうふうな仕組みを活用するタンクはないんですか、市の。こういうことがある、こうやったらどうだろうと。総合政策だけが一生懸命考えることですかね。今は考えてない状況だと言ってますけども。市長、ないですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど申し上げたとおり企業として申し込みあるところもあるんですけれども、大小いろいろありまして、先ほどの答弁のとおりであります。市としては確実にその支援ができるような状況のところではないというふうに判断してます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 大分はかなりこれで先進地域になると思いますよ。県がやるし、

国東市が協力してる。デンケンという由布市の企業もメガ、1メガしかないんですけども、1,000キロワットしかないんですけどもやってる。それに臨海工業地帯では、今度はでたらめにでかいですよ。三井と三井の造船、三井造船が1万キロワットですからね。10メガですね。日産と日揮がやるところが2万7,000、27メガソーラーです。使っていない坂ノ市の何とかゴルフ場があるようなところ。埋め立てたけども建設してない、あそこが全部メガソーラーですよ、今から。

これは20年間の固定価格での買い取りがあるからやってんです。こんだけ手をつけようとしているときに、20年間で2年待てば18年間しかもわかりませんから、もうからないと収入になりませんから。ですから、ここで最初に一般質問の通告では耕作放棄地を集積したり、廃校になった学校のグラウンド使ったり、これからつくる湯布院中学は当然ソーラー用意するんでしょうけれども、必要最低限でなくて最大限の活用をすれば余剰がでるわけですから、そこで売電ができて、そこから23円で買って使えばいいという理屈で、売れるというものを市が持つというのはいけないことじゃないわけですから、そういう発想で自主財源を少しでも確保する。こういう姿勢はあってしかるべきだと思いますけども、どんなふうに思います、市長。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう考え方は私も十分持っております。しかし、今由布市にはそういう広い土地とか、そういう環境に適したところというのはなかなか難しい。そして耕作放棄地にしても大変傾斜が急でというような状況の中で、なかなか進まないというのが現状であります。臨海工業地帯みたいにとか、松岡みたいのとか、そういうような広いところは、無統制な状態であるようなところはできるんでありまして、由布市の場合ほとんどの場合河岸段丘と段々のところでありまして、そういう大きな状況のものをつくるというのは非常に難しい。学校の運動場を使えばいいじゃないかということですが、この学校の運動場につきましてもやっぱり地域住民の皆さんの利用とか、いろんなことを考えていくと、将来的なことを考えていくと、これも一概にぼつとできない部分があります。

そういうことで、十分我々もその必要性は認めておりますけれども、検討していかざるを得ないという状況であります。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ちょっと寂しいんですけども、北海道でも自治体が、稚内なんかでも市がやっているんです。日が照らない、冬場。それでもやれるんです。これはまたパネルを少し変えて雪の反射も活用しようとかね、そういうことでできちゃうわけです。1,000メガでも、これは2ヘクタールしか要らないんです。1,000メガで2ヘクタール。2町歩あれば、もう1,000メガで、年3,500万円の収入は見込めるような事業です、これは。

その辺もうちょっと柔軟に考えて20年間で、これが遠い将来なのか近い将来なのかわかりません。把握の仕方一つで変わってくると思いますから、せめてこの7月から買い取りが始まっているわけですから、それを研究を何人かに任せて、どうなるんか検討をやるべき事項ではあると思います。やらずに後から後悔するようなことないような仕組みを活用して、由布市には優秀な発想力を持った人がいますから。我々よりも若い年代じゃなきゃだめですよ、市長。ええ。ずっと若いフレキシブルな能力を持っている人たちに、ちょっと任せて考えてみると今月いっぱいとかいうことで、やらせてみてくれませんか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今総合政策課で十分研究をさせておりますけども、必要に応じてそういうことも考えていきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 守るよりも攻めるほうがよっぽどやりやすいんですよ、何にしても。これは一つぜひとも今後のエネルギー政策の流れの中で、地方自治体がエネルギー経営に関する動きを示しても何の不自然さもございませんから、ぜひとも積極的な、この由布市の自治体というところのシンクタンクをつくって、さまざまな発想を生かせるような楽しい職場にちょっとさせてあげてもらいたいと思います。ぜひともお願いいたします。

最後に、サッカーの件でございますけれども、HOYOが今JFLといって、トップからいくとJ1、J2、JFLになりますけれども、その下に九州ブロックですね。それから都道府県があって、非常にピラミッドができ上がっているのが日本サッカー協会でございます。もう年間の総事業費で165億円ですから由布市と同じぐらいの企業ですよ。それが今公益法人です。ですから何の縛りも受けない、縛りが少ないと言ったほうがいいんですか。その協会の中で下から上を目指してどんどん頑張っているのが、よく見えなのがJ1、J2、JFLです。

このJFLからJ2へ上がっただけで、成績に応じた賞金がもらえますよね。J1で優勝すると2億円かな、優勝チームが2億円です。2位が1億円です。3位が8,000万円、6,000万円、4,000万円というふうに7位までもらえる。J2だと優勝しても2,000万円で、2位が1,000万円で、3位が500万円で終わり。

そのJ2に22チームあって、J1が18チームです。JFLは今HOYOが参加して今14位ですけども、17チームが頑張ってる。この17チームからことし2チームがJ2に移るんです、来年ね。山雅と、松本とどこでしたかね、あれは、もう1チームある、ああ、町田でした、町田——のチームが上がるんですね。そうするとプロですね。JFLはプロとは言えないんです。

それに、もしもトリニータがJ2で頑張ってる、ことしのHOYOは25年度に上がれないか

もしれないんですけども、一生懸命やればJ2の道が上位2チームになれば道が開けてくるんです。そのことを考えると、J2にトリニータがことし上がるかどうかわかりませんが、J1にね。

そうすると、J2に2チーム大分県のチームが入るようなことにもなる。もちろんそれがJ2を数年やってJ1に上がるやもしれない。そうすると、静岡とか東京とかには1自治体に2チームあるところもありますけれど、大分にそんなチーム構成が可能になったらすごいことになる。それだけサッカー熱は高いとは思んですけども、そういう状況にあわせて、あわせてというか、将来的なそういう見込みがある場合には、もうちょっとHOYOに対する支援策を考えたかどうかと思うんですけども、今の由布市はHOYOにはほとんど関与してないんですかね。上原グラウンド貸すだけですかね。

○議長（生野 征平君） 溝口議員、残り2分です。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（生野 隆司君） スポーツ振興課長です。お答えします。

HOYOにつきましては今のところ、市内に事務所がある1企業としての扱いでございます。特別な大きな支援はしておりません。ただ市内に事務所を持っておりますので、市の規定で、市内の利用団体としての扱いでございます。市内利用団体ですと、3カ月先まで予約ができるグラウンド調整会に参加できるという状況でございます。

今後とも由布市のJFLチームとして応援はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 経済的なことになりますけども、J1になれば大体20億円の経済効果があるということなんです。2はまだ低いです。JFLはないんです。その辺考えて、J2に上がっても5億ぐらいの経済効果ありますから、2が2つ、その中の1つは由布市に所在するとかいう時代、楽しいと思いませんか、市長。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 由布市からそういうチームが出るのを期待をしております。

○議長（生野 征平君） 時間が来ましたので、これで終了いたします。

○議員（11番 溝口 泰章君） はい、ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 以上で、11番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、18番、利光直人君の質問を許します。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） それでは、18番、利光直人です。議長の許可を得ましたので、久しぶりに一般質問をしたいと思っております。

まず、さきの7月の台風で被災されました県内の中津を初め日田、竹田、そして湯布院、多くの被災者にこの場をお借りしてお見舞いを申し上げたいと思っております。また、けさ方の新聞、皆さんごらんになったと思っておりますけど、東日本大震災から1年半という大きな新聞記事が報道されておりました。復旧工事につきましても急ピッチで進んでいるとか、生活再建にはなお遠いような記事が載っておりました。

自分は来週行われます防災士の試験にどうしたことか申請しましたら、非常に本が厚くて、六十何年ぶりに何か数十年ぶりに勉強するのに、非常に最近おっくうになっておって大変だなと思っておりますが、この本を1週間見ると再度震災をいろんな面から、新聞を見た中で本当に現地の方辛いなと思っております。

その冊子の教本の中には、我々が生まれてないときの1937年の室戸岬の台風とか百数十年の歴史のある我々が全然知らない台風等々が載っております。もちろん最近の伊勢湾台風から阪神・淡路の大震災、いろんな教本にあるんですけど、その年代とか死者の数とか数字が多くて、なかなかその教本を取るのに今大変苦慮してる状態でございます。

その資料の中に1000年単位、150年から200年で来る台風とか、1000年で来る台風とか、1万年から2万年に一遍来る台風とかということが書かれておりますけど、1000年に一遍来る台風がここ数年の間に九州に来るというようなこと書いております。非常に怖いこと書いておりましたので、これは大変だなと思っております。

そんな中で、きょうは4つほど一般質問させていただきますが、1つ目に公益法人由布市シルバー人材センターの現状についてですが、このセンター、旧町時代に私も準備委員会の旧町の町長から指名を受けまして、準備委員会に出席させていただきました。それから、そのときはまだ今も一緒ですけど、事務局3人体制で始まりまして、現在も3人なんですけども、現在の資料もらったのをみますと、ようやく10年を過ぎ、年間が六千数百万円という黒字体制になって、非常に画期的な組織でよかったなと今思ってる現状でございます。

そんな中で、会員さんの内容やら発注者の内容、いろんな話を聞く中で、きょうはその中身を説明をいただきながら、ちょっと私一般質問させていただこうということで、まず議会事務局のほうに資料提示を求めたんですが、資料提示がなされないということで、現地に行ってくれということで、資料を求めるために書類を書きセンターのほうに行きました。それも資料が出せな

いということなんで、きょうは自分がつくったワンペーパーだけで今話してるんですけど、そのことについてだけを集めて後で課長及び担当部長にお聞きをしたいと。内容はきょうは言いません。次回また、資料が収集された時点で本論に入りたいと思いますんで。きょうシルバーセンターについては資料が出なかったことの細目についてだけ追求させていただきます。

それから、次に振興局の現状と今後についてですが、ことし初めて予算の中で振興局の局長の許されるお金が200万円から300万円に上がりました。このことについて後ろに用途と書いてますけど、用途までは余り聞きたくありませんので、現在それぞれ3振興局さんで局長が思われる、今ちょうど2番目にあります中間報告も含めて半ばです。どういった状態でこの振興局が、道路とかはあんまり別の担当課がありますんで出してないと思いますが、主に3町どういものについて力を入れてやってると、300万円についてですね。そういうことがちょっと説明していただければと思っております。

それから3番目に、振興局の今後の課題と書いてますが、志柿局長と先般ちょっと話しましたら、今後の課題を今執行部でやってるから、27年のことからやってるから今そげえ我々が言うことは余りないということ指摘されました。全くそのとおりだと思いますが、今皆さん御承知のとおり、地域自治が盛んに叫ばれてます。そんな中で振興局の私は、合併後もそうだと思いますけど、あり方というのは非常に大事と思っております。

その中で合併後の振興局のあり方は、あり方でいいんですが、今の振興局はどういうふうに行っているのか。今後について、もちろん今年3月に話が市長から出たんですが、どういうふうに行き振興局があったらいいと思うのか、これもこれから執行部あるいは議会あるいはそれぞれの地域からいろんな話が出ようかと思いますが、その辺をお聞かせ願えればと思っております。

それから、3番目に商工会の合併についてですが、商工会は地域に根ざした商工業者の自主的な組織として設立され、会員企業の発展を支援することを使命としております。昭和35年の商工会の法制定以来、商工会は商工業者の事業反映のためにさまざまなサービスを提供してきました。商工会法施行50周年に当たる平成22年度、商工会はあらためて活動理念を再認識をしたところでございます。

商工会は、その22年に3本の柱を立てまして現在活動を行っておりますが、その一つとして会員数の維持拡大、これにつきましては平成22年全国で1,747市町村の商工会があります。平成2年に114万9,000件あったこの商工会が現在91万4,000と、二十数万社の企業がこの二、三年で20年の間に減っております。皆さん御承知のとおり今一番経済不況だと私は思っております。

また、2番目に組織率の向上ですけども、全国の組織率はさておきまして、これ22年の資料ですけども、挾間が63.3、庄内が63.7、湯布院が67%というふうになっております。先

般鷲野議員の質問で会員の全数は、3町の全体数は900名をちょっと超えておる状態ですが。

3番目に一番このお金のことでですけど、現在国・県・市町村からの補助金をいただいて主な運営になっておりますけども、この自主財源が非常に商工会は乏しくなっております。もちろん皆さん御承知のとおり、きょう商工会の職員後ろに来てますけども、商工会の職員は地方公務員に準ずるといふ形の出勤、給与等が決まっております。そんな関係から約、対象の商工会によって金額が異なりますけども、大体が63から65%ぐらいが市町村の補助金で職員の給料はもちろんその他の事業も運用されております。残りの組織率を、財源の比率をできれば国と県連は地方の行政あたりもしくは県に迷惑をかけないように、最終的には自主財源の比率を50%に持っていくということが商工会の原点となって、今頑張っているところでございます。

そんな中で、本当にこういう場になかなか出て、商工会のことを私は言うこともないんですけども、今回市長及び行政の皆さんに、約3町で1,200万円近い補助金を市からいただいておりますことに本当にありがたく感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

先ほど溝口議員からもちょっと話が出ましたように、商工会の商売にのる場合は地域の経済効果を非常に重要視します。そんな関係からトリニータがJ1に上がったら20億円の経済効果があるとかいろんなことが新聞紙上出ますが、湯布院についての観光協会でもそうです。もういろんなことをイベントやることによって、やっぱり経済効果をもたらそうと一生懸命努力をしているのが現状じゃないかと思っております。

こんな中で、大分県下における合併を簡単に説明いたします。平成18年4月に46商工会ありましたが、19年の4月に44、2つが合併しまして20年4月に23の合併になりまして、21年、一昨年22までなりまして、ことし国東が合併をいたしまして現在19の商工会となっております。

最終的に合併が残っておるのが由布市の3町の合併でございます。これを4月1日までにやっ飛ばさうということで、現在10日に一遍近くの3町の協議が行われております。合併すれば現在905名の会員になりまして、豊後大野市が朝地、大野、緒方、清川、三重、犬飼、千歳、7つの商工会が合併しております。それでも1,100名近くおったんですが、急激に現在減っているということで、県下で2番目の商工会になろうかと思っております。こんな中で、市長に商工会の合併についてを、どう考えるかをお聞きしたいと思っております。

それから、今回合併に当たりまして、先般も継続審議にさせていただいております商工会の助成金についてですけども、一応会で2,000万円の額を決定し、商工会を庄内町に増築すると、増改築するということで商工会が500万円、県が500万円、市からの大変申しわけないんですが、2,000万円の助成がいただければということで、今回市長のほうに3商工会からの申請を既に上げておりますので、この助成金について、きょうこの湯で市長を初め皆さんに、議員

の皆さんと執行部の皆さんにぜひお願いしたいということで、この場に立たせていただきました。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから3番目に、商工会はそれぞれ我々であるべき姿をつくってますけども、市として市長として、今後商工会がどういうふうになったらいいか。その辺がわかればお聞かせ願いたいと思っております。

それから4番目に、いじめ問題ですが、いじめ問題、この件につきましてはきのう同僚議員が先般質疑をしていますんで余り聞くこともないんですけど、特に大津市の自殺問題に端を発して、警察が入るような状態になりまして、つけき方もテレビで報道されておりましたし、けさの朝刊にも熊本県八代市がこういうふうに出てきまして、また新しく1年5カ月間眠ってたことが、これからまた新しい記事になってくると思いますが、けさ初めての記事だと思います。もうこれで8月26日以降切り抜いておるんですけど、切り抜いたら切りがないぐらいいじめありますんで、大まかなもんだけしか切り抜いてありませんけども。共産党さんの新聞にもいじめ問題大きく出てますんで、これも切り抜いてますけども。

これについて、これは教育委員会の見解ですけれども、市長もと教育者としてこの問題どう思われてるんか、市長にお聞きをしたいと思えます。それから、この件につきましても、教育長としての考えもお聞きしたいと思っております。

それから、既に教育関係の方、勉強されておると思うんですけど、他県においてはいろいろ条例の制定とかされてるところもあると思えますんで、それについてもどうなっているのかお聞きしたいと。

それと由布市の現状はちょっと、先般お聞きしましたんで、この辺の内容についても今後はどういうふうはこの小学生77件、中学生5件、これ1学期だけでこれだけあるらしいんですけども、これについては私も他の教育委員会と違って、1学期だけでこれだけ出たちゅうのは先生方が小さな物件まで拾い上げていった件数と思うんですよ。だから、逆にこれだけ出しちよれば、うみを出せば後はもうないんじゃないかちゅうぐらいね、最初聞いたときはびっくりしました、件数多いので。1学期だけで77件もあるんかと思ったんですけど、そういうことを考えれば大きな問題は起こらんのかなと。逆には数字が多いのにびっくりしたなど。安堵感も持ったような状態ですが、その辺の今後についても課長か次長からお聞きできればと思っております。

それから、7月と10月に県からの調査があったということをやっと説明ありましたが、7月と10月の説明の内容がどういうものであったのかできれば、私4番目に県下の状況はと書いてますが、その中で説明していただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。再質問はこの席でさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、18番、利光直人議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、シルバー人材センターについてであります。シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的とした自主的な団体であります。

由布市シルバー人材センターは、旧挾間町で設置されて12年目に入っておりますが、本年4月1日から県知事の認可を受けまして、公益社団法人として運営を行っております。

本年7月には、シルバー事業の由布市全体への展開を目指すために、湯布院地域に連絡所を設置する要望書が提出されましたことから、開設に向けて今議会に補正予算を計上させていただいております。

次に、各振興局についてであります。地域活力創造事業として、各振興局に300万円、合計で900万円を予算化しております。この予算は、各振興局長に専決権がありまして、魅力ある地域づくり、個性豊かな地域づくりや、地域住民等の団体が企画、提案して実施する各種事業の支援、活力あふれる地域を創造することを目的として執行されております。

本年度の各振興局の執行状況は、挾間振興局では5件、庄内振興局では1件、湯布院振興局は1件となっております。

次に、商工会の合併についてであります。由布市商工会設置に向けて、合併協議会でたび重なる協議が行われているところであります。

現在は、商工会館本所の増改築費用や3商工会からの持ち寄り金などについて最終の詰めが行われておりまして、平成25年4月1日、由布市商工会として新たな船出ができることを期待をしているところであります。

助成金につきましては、合併協議会において本所の増改築にかかる見積もり金額が提出されて、約3,000万円の費用がかかる見込みと聞いております。市といたしましても今後の状況を見守りながら、しっかり支援をしていくつもりであります。

次に、商工会のあるべき姿であります。昭和35年に商工会の組織等に関する法律が施行されて、商工会は、地域経済の活性化を図る、地域で唯一の総合経済団体として重要な役割を果たしてまいりました。

市の合併が行われたことや広域的な観点に立ち、新しい会員や地域ニーズを的確に捉えるとともに、それに応えるための組織体制の確立が求められていることから、県や商工会連合会の推進する1市1商工会という体制が地域経済の活性化を図っていく望ましい姿であると思っております。

次に、いじめ問題についてであります。大津市の事案は大変痛ましいことだと思っております。

す。報道によりますと学校や市教委のいじめに対する調査や対応が十分でなかったとのことでありますが、このことが事実であれば大変残念なことであり、反省すべき点が多くあると思っております。

テレビからだけではありますが、関係者のインタビューや記者会見を見ていて、教育者としてのモラルとかモラル、そういうものが私には感じられませんでした。学校現場や市教委の関係者は、教育行政でも即応性や透明性、そして教育に対する情熱が必要であることを十分自覚しなければならなかったのではないかと思っております。

由布市としても他山の石としてしっかり取り組む必要を感じたところであります。

以上で私からの答弁は終わります。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） それでは、私に対する質問にお答えをいたします。

大津の事案は大変残念なことであり、報道されていることが事実であるならば非常に憤りを感じます。学校側が事案発生後、直ちに調査を開始しなかったこと。生徒のアンケートに書かれていたことに対して、きちんと調査や聞き取りをしなかったこと。それ以前に被害に遭われた生徒やいじめを見ていた生徒の訴えを真摯に受けとめなかったこと等、同じ教育行政の立場にある者として心が痛みます。

学校関係者はいじめ問題は現在の学校教育の大きな課題としてとらえることはもちろんですが、いづどこでも起こり得るという自覚を持って、子どもたちに接し、ささいな変化も見逃さない目や耳を持ち、子どもたちの訴えに対応できる力を身につけなければならないと考えています。

由布市教育委員会として、「いじめ事象根絶に向けて」という通達を先日、幼稚園を含めた全小中学校に配布いたしました。その中で、いじめに対する基本的な考え方として、いじめは人権侵害そのものであり、学校教育の根幹にかかわる重要な課題であると。全国的にいじめによって自殺する児童・生徒が後を絶たない悲惨な事例を今市長も答弁されましたが、他山の石としてどこでも起こるものとして捉える必要があると。いじめは受けた者がそれをいじめと感ずればいじめであるという認識に立つことが大事だというのが、基本的ないじめに対する考え方です。

その「いじめ事象根絶に向けて」の通達の中で、根絶のための視点として「いじめは人として恥ずかしい事だということを学校教育のさまざまな場面で教え諭すこと」、「いじめ事象が起こったときは、学級担任等一人で絶対に抱え込まない。事象発生の際にどう解決するか、英知を出し合い、方策を探る」等を掲げています。家庭と学校、教育委員会が互いの信頼関係の上に立ち、問題を見逃さないようにすることが必要だと考えます。

長谷川議員にお答えしましたように、由布市においてもいじめが発生をしています。幸いにも家庭と学校の連携で大きな事案にはなっていないませんが、今後も二度と起こさない、起こさせない

ようにするという強い意志を持って取り組みを進めていきたいと思いをします。

次に条例・規則についてですが、いじめ防止に関する条例等の制定は県下ではしているところはありませんが、この問題は重要な課題ですので制定を含め取り組みについて検討していきたいと思いをします。

由布市の現状についてですが、本年度1学期の認知件数、小学校77件、中学校5件でした。小学校は昨年度1年間で36件、中学校では6件の報告が上がっています。小学校の場合、年度によって、このように大きな差が生じているのは、いじめは受けとるほうが嫌だな、心理的にも物理的といいますか、そういうことで感ずれば即それはいじめだということの報告を上げてもらいました。それは調査方法が変わったといいますか、いえるかもしれませんが、調査方法が決定してきていると。

今利光議員も御指摘のように、ある意味ではすごく多くなったんだなとかいう反応といいますか、正直な反応あろうかと思いをしますが、学校長に昨年度とことし、それぞれの学校でいじめ件数考えたときに、そのように爆発的に多くなっているかという質問をすると、どの校長もそう感じていません。やはり前の調査では、子どもたちがアンケートで、いじめ件数として「嫌だな」ということを思ったら、それを学級担任、または学年部がそれを見て、そのことはいじめとしては取り上げる必要はないなというのが、ある意味ではふるいにかけるといいますか、そういう形の中で報告していたのを本年度はありのままといいますか、子どもが感じたそのままを報告してるという実態があります。ですから、いじめられた側の判断ということですから、この方法が正解だろうと思いをします。

ほとんどの事案は学校関係者が気づいたり、本人が保護者や教師に訴えたりして把握されています。ささいなことも見逃さず、その都度「いじめは人として恥ずかしいことである」ということを繰り返し、徹底して指導していきます。

大分県の状況も由布市とほぼ変わらないと思いをしています。8月21日に「いじめ対策研修会」が小中学校の生徒指導担当者や市町村教育委員会関係者を集めて実施されました。その中でも、早期発見・早期対応に組織的に取り組む体制づくりについて繰り返し、述べられていました。

情報収集は多様な方法で実施し、事実関係の把握を行うとも言われています。いじめ問題は学校の姿勢が問われる問題であることを学校関係者が肝に銘じて取り組みを進めていく大切さを痛感しています。子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するために、学校でも取り組みを進めていくように指導し、または教育委員会もそれに全面的に支援をしていきたいと思いをします。

以上です。

○議員（18番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。18番、利光議員の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの現状についてですが、由布市シルバー人材センターの構成については、現在174人の会員によって構成され、定款に基づき理事長、副理事長、常務理事を初め11人の理事が選任され、業務の執行については理事会において協議、決定されておるところです。

また、事務局は、事務局長及び臨時職員2人の3人体制となっており、センターの業務執行に係る事務を処理をしております。なお、業務の受注内容により、会員や事務局職員があらかじめ現場確認や見積り等を行い契約の適正化を図っております。

シルバー人材センターの受注内容についてですが、草刈りなどの屋内外の一般作業、大工仕事などの専門技術分野、施設管理などの管理分野、また事務分野など多岐にわたっております。平成23年度実績で職種別受注件数では、主なものとして、草刈り作業が24%、庭木の剪定作業が21%、除草作業が14%となっております。

また、収支の状況についてですが、ことし4月からの公益法人への移行準備に伴い、平成22年度より、それに沿った会計処理に切りかえてきております。

平成22年度決算では、経常収益が5,793万4,000円、経常費用が5,769万2,000円、当期経常増減額が24万1,000円、平成23年度決算では、経常収益が6,418万3,000千円、経常費用が6,410万2,000円と、当期経常増減額が8万1,000円となっているところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長（志柿 正蔵君） 挾間振興局長です。議員の地域活力創造事業についての御質問にお答えいたします。

挾間地域内において平成24年度は7件の申請がありました。また、そのうち5件を現在承認し、事業の実績等がまだ完了いたしておりませんので、補助金額は確定いたしておりませんが、申請時点の補助金総額は148万9,100円の実施予定となっております。

この事業の周知は年度当初の自治委員会にて事業内容と募集を行っております。その後、5月までに前期分としての取りまとめを行いまして、地域内の自治委員の代表である区長会長さんに御相談をしながら意見を聞き、そして挾間振興局長としての私の立場で採択をしております。また後期分については9月の自治委員会で募集を行っております。

事業内容といたしましては、ソフト事業を中心に行っております。特に昨年から震災の関係で自主防災組織の活動支援については特に、積極的に行っております。

今後の課題といたしましては、1団体1回をこの事業は基本としておりますが、継続事業ということで効果があるものについて、次年度以降も一定の要件を満たすようなことで補助を行っていくような考えも今後していかなければならないと思っておりますし、また今ソフト事業ですが、ハード面も含めた事業を対象にするかどうかの、一定要件がありますけれども、そういうものも含めた検討も今後は必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議員（18番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（工藤 浩二君） 庄内振興局長です。庄内の状況について御答弁申し上げます。

庄内振興局におきましては、平成24年度現在まで11件の問い合わせを受けております。現在そのうち1件を採択し、事業が完了したところでございます。補助金額は33万円でございます。

挾間と同じく、この事業の周知は年度当初の自治委員会議において事業内容の説明を行いつつ募集を行っております。庄内は6月末に一度取りまとめを行いつつ、その後は随時受け付けを行っているところでございます。

振興局内においては事業計画書の提出を受けて審査を行い、振興局長が採択をいたしております。また、現在までの問い合わせ内容につきましては、地域が一体となった「花いっぱい街道づくり」や「農産加工技術の習得」など地域色豊かな内容となっております。現在の課題としましては、庄内地域におきましては高齢化が進んでおまして、取り組み内容によっては地域を横断した取り組みにも活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議員（18番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（松本 文男君） 湯布院振興局長です。お答えをいたします。

湯布院振興局において平成24年度、前期事業としては8月末現在、2件の申請があり、そのうち1件を承認し、事業実施をしている状況です。申請時点での補助金総額は95万円となっております。

この事業の周知は、挾間・庄内振興局と同じように年度当初の自治委員会議において事業内容と事業募集を行い、その後、5月末に前期事業として取りまとめを行い、これまでのまちづくりも含め湯布院振興局内で十分に協議検討し、振興局長が判断をして採択をしております。

この事業の対象として、ソフト事業を主にしていますが、湯布院地域は、活力あふれる地域を創造することを目的としていることから、一つの団体が、1、ホップの基礎づくり、2、ステッ

プの応用実践、3でジャンプの飛躍として、ホップ・ステップ・ジャンプの3カ年を補助対象の最大期間としております。

また、本年、湯布院地域で土砂災害等が発生し、自治区において自主防災組織の必要性が高まったことから、新たに自主防災組織の活動支援として、今後この事業を活用していきたいと考えております。ただし、自主防災組織事業につきましても補助は1団体・1回としたいと考えます。

今後のあり方につきましては、市民の暮らしにもっとも近い振興局として市民と協働していきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（18番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） せっかく説明をしていただきましたんで、2番目の振興局のほうからちょっといきたいと思えます。

早速ですけど、今各局長さんから説明をいただきました。挟間については大体300万円の妥当ぐらいの半分の金額いってるんですけど、庄内と湯布院については、特に庄内33万円、11件件数があって1件しかあれてないちゅうのは、何か相手の都合か何かあるんですか。もうちょっと早ういかんのですか。その辺が。

○議長（生野 征平君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（工藤 浩二君） ただいまの質疑にお答えいたします。

11件は問い合わせがあっております。しかし事業計画を出した時点で審査に入ります。そこまですらで事業計画……

○議員（18番 利光 直人君） きてないちゅうことね。

○庄内振興局長（工藤 浩二君） 提出まで至ってないということで、こういう事業でということで振興局に相談を受けてるというのが11件であって、そのうちの1件だけは事業計画から申請が出て、事業も完了して、きちとしたという状況になっております。

ですから、現時点では、ほかの10件についてはそういった合計額で150万円ぐらいの現時点での……

○議員（18番 利光 直人君） それはあるね。

○庄内振興局長（工藤 浩二君） 問い合わせは出ております。そういうことでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 松本局長、これも一緒。95万円も。今おたくも1件だけですか。

○議長（生野 征平君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（松本 文男君） お答えをいたします。

今事業実施をしてるのは1件のみでございます。継続がありますので、継続をちょっと今審議をしておりますので、それによって事業を実施をしていくようにしております。

それと、先ほどことしの災害を受けて、自主防災組織をつくりたいというような要望等が来ておりますので、そこは十分に協議をしていきたいということで思っております。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） わかりました。それから、先ほど私が言ったもう3番目になりますが、局長は非常に言いづらいと思うんですが、3振興局長さんの——これで終わりたいです、振興局のことは終わりたいと思うんですが、3番目のどう今後振興局があつたらいいかというのがありましたら、お聞かせ願いたいと思うんですが、どうですか。

○議長（生野 征平君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長（志柿 正蔵君） 御質問にお答えいたします。

議員言われるのは、本庁舎方式に移行された後の地域振興局のあり方というようなふうには私は捉えますと、その後においても今現在と同じように、地域の要望や課題というのはあくまでも地域振興局を窓口としてそれを受けながら、地域振興局の立場としては精いっぱい、その地域が疲弊しないように頑張るしかないというふうに思いますし、先ほどの地域活力創造事業等の事業枠を上げてもらうというようなことから、少しでも活用して元気にしたいというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（工藤 浩二君） 庄内振興局長です。

基本的には今挾間の志柿局長と同じですが、現在利光議員も言われるように組織再編検討委員会で振興局のあり方を今議論をされております。そういった議論の成果といいますか、それを見ながら、そういう中にも私どもも委員として入っていきながら、振興局のあり方はどうしたのがいいかという形の意見を述べながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても振興局は、地域の市民の皆さんが一番よりどころにするというか、頼りにしているところということはもう十分認識をしておりますし、日々の業務でもそれは感じております。そういったことをやはり受けながら、振興局のあり方も組織再編検討委員会等にもそういったこと述べながら、よりよい振興局に向けて受けとめていくというか、意見を出していきたいというふうに思っております。

以上です。詳しいことはそういうことで。（発言する者あり）よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（松本 文男君） 今2人の局長が答えましたが、同じでございます。先ほど私答弁の中で、最後に今後のあり方ということで、市民の暮らしにもっとも近い振興局として、市民と協働して事業等行っていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議員（18番 利光 直人君） はい、ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） つい三、四日前ですね、この湯布院の地域審議会から今まで7月から5回会議をしているそうです。これ一番最終版で9月12日ですからあしたですね、あしたの会議の、あしたの日付でもう先週末なんですが。これ湯布院の資料ですけど、イメージ図ですけど、湯布院さんの考え方はね、商工会も同じやけど、もう本所はセンターでいいんだと、地域におけおけということで、ここに例えばの例でこれ書いてます。本庁舎62名、各振興局86名と、こういう想定をしている地域もあるんですね。

だから、それぞれの審議会でも考え方も異なるかと思うんですけども、組織再編検討委員会の中で十分に論議させていただいて、いい方向でよりよい合併の中での振興局の位置づけを市長にお願いしたいと思っております。ぜひよろしくお願ひします。

それから、公益社団法人シルバー人材センターですが、これはうちの事務局に一般質問の書類提出の一週間前に提示を求めました。そうしたら、三重野君、固有名詞出して悪いんですけど、三重野君簡単に定款と組織図だけはすぐに送ってくれて届きました。その他の資料請求については一切できないからセンターに行ってくれということで、印鑑を持ってセンターに行って、必要書類全部求めて出しました。

当時この事務局は、常務理事が事務局長兼ねてるそうございまして、当時の担当課の職員やったんですけども、一応書類を受け付けて後日ということだったんですが、翌日所長が来て、一切書類は出せんぞということで電話がありました。うちに来るからちゅうことで来たんですが、やはり書類の提示は、書類全部持ってきましたけどもコピーしてきてないということで、なぜ出されんのかということで1時間論議しましたが、もう最後は帰らせました。これについてちょっと課長か部長どう思うか。なぜ出されないのか。それに対して教えてください。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

情報公開請求ということになるかと思ひます。議員御存じのように市のシルバー人材センターにつきましては、ことし4月より公益法人という法人格に移行しております。ということは、経営状況につきましてもある程度の透明性が求められる団体に移行したのかなというふうに捉えております。

今回の件につきましては、定款にもそういう経営状況の書類の整備あるいは閲覧が規定はされているかと思えます。また、こういう団体ですので、情報公開規定も整備されて、その取り扱いについても規定はされているかと思えます。そういうこともありますので今回の状況につきましては、私のほうで経緯をシルバーのほうに確認をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） あのね、これ公益法人になったからこそ、オープンにせないかんのや。だから例えば極端に名前が入るとか何とか言ったら、大分の永井さんとかオンブズマンがおるやないですか。県にずっとテレビに出てるやないですか。テレビにアップされてるのに、悪いところの名前マジックで消してるやないですか。ね、例えば。それでも請求したら出るんやないですか。出らな悪いんやないですか。この時代やから。その理由を私が聞かしてもらいたい。後でおたくが言いよったごと向こうと話をして出るんかどうかわからんけど、できたら後でもいいから資料をもらいたい。そうせんと話にならない、これはね。

だから、後、概略は部長から説明があったけん、後もう湯布院の開設についてだけちょっと一言お聞きしたいんですが、今回30万円の補助金を組まれたということは非常に私も、先般お聞きしたら今湯布院に会員さんが17名おられるということをお聞きしました。これを早くふやして、せっかく22年、23年、黒字経営まできてるんですから、この法人そのものは私は非常に認めているんですが、今のことは別にしまして。

そして30万円で果たしてどういう、何か月どういう運営方法をこんだけとるんか。事務所の中にだれかパートの人を置いて受け答えだけするんか。30万円の内容はどうなんですか。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答えをいたします。

その件につきましては、主に臨時雇いの賃金になっております。1日4時間程度、月15日程度、事務費も含めまして月5万円程度の半年分ということで、年度途中になりますが半年ほど試験的に実施をしたいということで、要望書があり、今回補正の要求をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 現在の事務所の非常勤になっております小野さんに聞くと、もう日田とか、もちろん大分市の事務局長あたりは、金額的に600万円とか800万円とかいう黒字財政で、そういう金額を報酬としていただいていると。だから由布市も、ぜひ頑張っ

いう事務体制ができればいいなというように頑張っておりますということを言っていましたけども。

現在そういう状態で黒字になっているし、早く湯布院さんあたりを開局されて、需要と供給のバランスがよくとれるように今後されたらと私個人は思っておりますので、頑張っていたきたいと思います。

それから、商工会の合併についてですが、先般産業建設常任委員長から研修の現場のお話もあったんですが、これは加須市の商工会の例なんですけどね。ここに23年度の商工会の担当部課長が来て説明をしていただいたんですけども、加須市は4商工会ありますけども、4商工会の中で商工会に対する年間の運営補助金が3,234万円と。それから商工会の事業に対する補助金が4,004万3,000円。それから商工会以外の商工関係の商工会に関連する、例えば手打ちうどん会の補助金とか、錦織組合の補助金とか工芸品の指定補助金とか組合の補助金とか、合わせて2,700万円、総額で6,356万円という、会員さんもちろん2,100人ぐらい、うちの倍以上おりますけど、これだけの補助金をもらっとる。

全国県下において商工会の補助金のいただき方ちゅうのも、その市町村長とか、その議員さんとか、その県議会さんによっても千差万別です。どれだけ行政の方に理解をいただけるかが、商工会の位置づけがあろうかと思えます。それには先ほど市長言われましたように、地域の経済団体として我々も市に寄与する、市民に寄与することがなければ、そういうこともお願いするのめいかなもんかと思っております。ぜひ先ほどお願いしました助成金について、勝手なお願いですが御理解いただければと思っております。

知事がですね、これは年間に何遍か講演してる。知事は東京でも大阪でも、元通産上がりですので、どこでも講演に行きます。その中で本を、行ったたんびにこういう本をいただくんですけど、知事がここに一つ書かれております。

日本銀行大分支店が大分県で、日本銀行券の受払というのを毎年調査をして発表しておりますが、これを見ますと昨年は大分支店が払い出した現金が3,350億円。ところが、県内で使われて最終的に大分支店に戻ってきた金が実に1,696億円で、1,654億円のほうが、払い出しのほうが多かったと。ということは、その分県外で余計使われたんじゃないかということを書かれています。もっとその辺では地道な努力をせないかんということを書いております。

この中で、やはり中小企業というのは地域の経済や雇用にとって重要な商工会が位置づけをしてるということも書いてくれております。また、中小企業の数についても、平成11年は484万社あったのが、平成21年には419万社と。何と65万社も減ってるということを書いております。そのために経済に活力がないんだと、中小企業者頑張れということを書いています。こういうのを見ながら、我々も今後商工会に取りましても頑張っていきたいと思えます。

まだまだ重要問題もあるんですけど、余り時間いっぱい使うと皆さんから嫌われますんで、この辺でお開きをしたいと思えますが。

最後に、執行部の方にお願ひがあります。先ほどの私が教育委員会でもお願ひしたいのは、今地域自治が非常に問われています。その中である市では、もう犬のふんの問題でも市条例つくって条例化してやっています。もうオランダとかアメリカとか先進国は、各市町村単位でも条例制定して、その方向で動いています。だから、県が初めてこのうち9日に、初めてこのいじめ問題で動き出したと大きく新聞に出ましたけど、今県とか国とかにとり合う必要ありません。もうあげえなおそいとこじゃなくて、町村なら別ですけど、うちは市になったんですから、条例的なものはどんどん先ほどどなたさんが言いよったように、頭のいい職員さんが多いんですから、いろんな委員会つくって、いろんな条例つくって、由布市に合った条例つくって、どんどん前に進んで、よりよい由布市を皆さんと一緒につくっていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 以上で、18番、利光直人君の一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は13時とします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、7番、高橋義孝君の質問を許します。高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 皆さん、お疲れさまです。遺風会高橋義孝です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。しばらくの間おつき合いをいただきまして、また後ほど御意見、御批判をいただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうぞおつき合いのほどよろしくお願ひいたします。

質問に先立ち、去る8月24日に御逝去された、前由布市消防団長佐藤崧男氏の御霊に心より哀悼の意を表しますとともに、由布市の消防力、防災力の向上とだれよりも地域の安心、安全を思い、地域住民の生命と財産を守るために力を尽くされたその御功績に対し、深甚なる敬意を表す次第であります。

今でもふとした瞬間に団長の笑顔、そして号令が思い出されてなりません。御逝去のそのときまで消防を愛し、消防団のことを思い続けられた佐藤団長の在りし日の雄姿を思い浮かべ、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

まず1番、本庁舎構想についてです。本庁舎構想に係る事務分掌の調整及び人員の配置計画、職員定数の検討、決裁規定、条例の見直し等の現在までの協議、検討状況についてお聞かせをください。

次に、本庁舎構想における市民生活及び経済、地域づくりへの影響及び効果についてどのようにお考えであるのかお伺いをいたします。

次に、本庁舎移行平成27年4月としていますが、その根拠についてお聞かせをください。

続いて、大きい2番目です。協働ビジョンについてです。

協働のまちづくりにおける各施策の目的及び効果の実行性について、どのように検証されているのかお伺いをいたします。

続きまして、3番目、教育行政の運営についてお伺いをいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査及び大分県基礎・基本定着状況調査について、由布市の結果はどのような状況であったのかお聞かせをください。あわせて、ここ数年の取り組みの検証はどのようになされているのかお伺いをいたします。

次に、学校基本調査によれば、中学生の不登校が増加傾向にあるとされていますが、由布市の現状及びいじめ・不登校対策の取り組みについてお聞かせをください。

最後です。教職員の主任制度及び主任手当については、たびたび指摘をし、改善を求めてまいりました。教育委員会での議論及び趣旨の徹底が図られているのかをお聞かせください。

以上、再質問については、前の席で行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、7番、高橋義孝議員の御質問にお答えをいたします。

初めに本庁舎構想についてであります。組織再編検討委員会や専門部会の中で、今検討しているところでもあります。

組織再編検討部会では、部長制に関する事、振興局長の権限に関する事、職員定数に関する事、組織の体制に関する事、庁舎の空き部屋対策に関する事、その他行政組織再編に係る必要事項に関する事等を協議をしております。

これまでに、部長制に関する事が部局長で組織する検討委員会に付議されております。また組織の体制、職員定数の協議も行っているところでもあります。

振興局の業務検討部会では、振興局の事務分掌について協議をしております。これまでに各課から提案された業務内容を検討して、現在は本課と振興局の業務内容について協議を行っているところでもあります。

条例等の見直し検討部会では、由布市の事務所の位置を定める条例、由布市行政組織条例・規則、由布市振興局設置条例、それから施行規則等の内容を検討を行っております。

庁舎建設等検討部会では、組織の体制、職員定数等が確定後必要な検討に入る予定になっております。12月までに全ての項目において部会からの検討委員会に付議することとしております。

次に、市民生活等の影響及び効果についてであります。本庁舎方式による各振興局は、地域の実情に即した機能の充実を充分考慮しながら組織再編を検討しているところであります。

本庁舎移行を平成27年4月としたことについては、平成28年度以降に交付税が削減されることから、行政組織の効率化を図るためには、できるだけ早い時期に本庁舎方式に移行すべきであると考えたものです。

次に、協働ビジョンについてであります。協働はあくまでもまちづくりの基本理念の一つであります。具体的な実現策につきましては、総合計画全般で、この「協働」を念頭に置きながら、行政と市民、行政と自治区や団体等が同じ目線で意見交換や議論を行うことで、一つの目標に向かうことが基本になると考えております。

その上で、市民や地域が主体で行うこと、行政が主体で行うこと、地域と行政が共同で行うことなどをお互いに認識した上で、それぞれの立場でまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

具体的には地域の底力事業や若者定住支援事業、景観計画づくりや最初に行った全国神楽大会、今も行っております。それから湯布院地域の交通安全対策などの事業とか、あるいはかつて挾間でありました挾間地域のごみ最終処分場建設反対運動とか、県立美術館の誘致運動などで、市民参加と協働のまちづくりが進展をしていると考えております。

今後も、参加と協働の気運を企業や由布市を訪れる人たちにも広げられるように、総合計画の基本理念に沿ったまちづくりを進めたいと考えております。

以上で私からの答弁は終わりますが、他の質問は教育長より答弁をいたします。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 私からお答えをいたします。

まず、学力調査の結果についてですが、小学校5年生と中学校2年生における県の基礎基本の定着状況調査については、小学校算数と中学校数学において偏差値50を越えました。小学校国語と理科、中学校国語と理科につきましては、偏差値50以下という結果になっております。

次に、小学校6年生と中学校3年生における全国学力学習状況調査の結果ですが、小学校では算数と理科が県や全国の平均を上回りました。中学校では、県の平均に全ての科目で上回り、国のほうは国語Aと数学Bを除く4つの科目で平均を上回りました。詳しい数値につきましては、今後ホームページで載せるようにしています。

次に、取り組みの検証についてですが、小学校・中学校ともに算数・数学で比較的よい結果が出ています。この結果から見ると、小学校では、県から配置された3名の学力向上支援教員が授

業モデルを公開したり、市内の全教員の授業観察を行った上で面談し授業改善を図ったこと。さらにしっかり定着させるため、市独自の算数テストを実施して、由布市の子どもたちの弱点を把握し、課題解決に向けた取り組みをしたこと等が考えられます。

また、中学校では由布高校との連携による合同到達度テストの実施や乗り入れ授業の実施などが特徴的な取り組みとして上げられると思います。

さらに、学習規律について全校を上げて取り組んでいる学校がふえ、児童・生徒が落ち着いた環境の中で授業に臨んでいることも要因の一つと考えます。

今後は、小学校、中学校ともに課題となっている表現力・読解力の向上に授業改善の支援等を実施しながら、力を入れていきたいと考えています。

次に、いじめ・不登校対策の取り組みについてですが、いじめ・不登校とも県の状況調査に加え、由布市独自で毎月状況報告書の提出を指示しています。いじめについては、早期発見・早期対策が大前提ですので、事案が発生した場合は直ちに教育委員会へ報告するように学校へ指導を行っています。小さなことを見逃さないこと、発生した場合は一人で抱え込まないで学校組織として全体で対応していくこと。教育委員会も一緒になって対応していくことを校長会等で伝えていきます。

「いじめ事象根絶に向けて」という教育委員会の通達を先日、先ほども答弁しましたように全小中学校に配布をしました。学校と保護者、そして教育委員会が一体となって取り組みを進めていきます。

不登校については、御指摘のように中学校での増加が懸念されています。要因は個々によって異なり、家庭の問題等が複雑に絡み合っただけで不登校になっている例が多く、学校側も対応に追われている状況です。委員会としては、スクールソーシャルワーカーや教育相談員を学校や家庭に派遣して、本人の状況・家庭の状況、学級、学校での状況を聞き取り調査をして把握し、関係機関を交えたケース会議等を開催して適切な支援ができる体制を構築しているところです。

また、適応指導教室の開催を夏季休業中4回実施しました。子どもたちに学校へ復帰できるエネルギーがたまることを願って、2学期以降も継続する方向で計画を進めています。

保護者への支援の一環として、8月1日に保護者の会「コスモス」を開催しました。今回は9名の参加でしたが、今後も市教委の主催で継続していきたいと考えています。

次に、主任制度及び主任手当についてお答えをいたします。教育委員会としては、主任制度は学校が組織的に機能するために不可欠なものと認識しています。それぞれの学校で、それぞれの主任が役割分担と申しますか、それぞれの立場で職務を遂行していますが、本年度は手当については33名に支給しています。受け取った後は、本人の自主的判断に基づいて行っているという認識をしているところです。

以上です。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） それでは、教育行政のほうから再質問をさせていただきます。

教育長、今の主任制度及び主任手当支給の件ですけれども、33名に支給はされていると。その後は私のあずかり知らないというふうな御答弁に聞こえたんですが、何度もこれ文章をお出ししますけれども、昭和58年1月19日に文部省初等中等教育局長が通知をしています。この通知によりますと、市町村の教育委員会においてはと、これまでその趣旨に、この主任制度という趣旨に反対をして、政治的な思想のもとでこういったことを、主任手当を受けとるのは拒否をして、それを組合に一括プールして、そういった姿勢が見られると、昭和58年です。34年前ですかね。それまでも、この時点でももう取り組みをしてくれてるけども、さらにその趣旨を徹底してくださいと。

全ての教職員に対し主任等の意義及び役割について理解を深めさせるとともに、手当を拠出することは主任制度及び手当支給の趣旨に反するものであることを周知させると言われているんですね。これはやはり33人に支給をされております。その後、この主任手当を拠出しているようなことがないでしょうねって。してはいけませんよ。

例えば北海道教職員組合でかなり問題になりましたですね。この主任手当の拠出金を選挙に、選挙資金に回したという事例も公になりました。そういったことから疑念がやはり湧いてるわけなんですね。なおかつ58年、34年もたってまだそんなことやっているのかということですよ。

私も以前資料を提出させていただきました。2008年度ぐらいですかね。まだ由布市においても主任手当拠出金による教育講演会というのは、教職員組合が主催してやられてました。それは堂々とそこに、チラシに書かれてですね。ということは、もうこの趣旨に反して、この通知どおりのことがやはり行われていたという事実なんですね。それが現在改善されているのか、されていないのかって確認はとれますか。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

その拠出金がどのような形で使われているかということの質問だと思いますが、昨年度と一昨年度の拠出金による使途ですが、親子で学ぶ韓国平和の旅、7月27、29日について、組合員以外の方から募集をしまして、新聞広告によってそして派遣をしていますし、今御指摘のように教育講演会は毎月やっていますが、ここ数年子育てをテーマにした講演会を実施しています。昨年は子どもと心をつなぐ……

○議員（7番 高橋 義孝君） もういいです。

○教育長（清永 直孝君） あ、それともうひとつあるんです。東日本……

○議員（7番 高橋 義孝君） 拠出をしたことを言っちゃだめなんですよ、教育長。

○教育長（清永 直孝君） いや、その使途についての……

○議員（7番 高橋 義孝君） 使途についてじゃないです。拠出してませんねと聞いているんです。まだ拠出してらるんですか、今。

○教育長（清永 直孝君） いえ、その事実事態は個人の判断ですから。教育委員会として把握しているわけではありません。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 教育長、全く勘違いなされていると思うんですが、この通知は何をおっしゃってるか御理解されてますか。拠出をやめさせてくださいという通知が35年前に来ているんです。だから拠出したお金を何に使おうとか、そういうこと事実を認めてる自体趣旨が徹底されてないということですね、34年間。それ以前も含むと40年間近くなるかもしれませんが。そういう理解でよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

拠出されたお金が個人の判断で拠出するわけですから、一応受け取って、その上で個人的な判断で拠出していることに対して、こちらが強制して拠出するなということをあえて言う権限といえますか、その趣旨が、主任制度そのものが実動してないということではありませんので。学校運営上主任がそれぞれ役割分担しながら教育活動に専念してますので、その事実を踏まえた上で対処しているところです。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 教育長、全然それは違うんです。ここのこの文章ぜひ帰ってもう1回教育長室でお読みになっていただきたいんですけども、

全ての教職員に対し主任等の意義及び役割について理解を深めさせるとともに、これはもう当然ですよ。理解は深まっていると思います。主任は主任の役割をしていると思います。

手当を拠出することは主任制度及び手当支給の趣旨に反するものであること。手当を個人の判断であれ、この主任手当を拠出することは主任制度及び手当支給の趣旨に反するものであること、これを理解させてくださいということ言ってるんです。ですから、堂々めぐりになりますので、またこれは常任委員会また教育委員長にですね、じかにちょっとお話をさせていただいて、中身について、33人が今どういう状況にあるのかということは、これは通達が来てますので、この趣旨にのっとなってやはり行政は対応していかないと、職務怠慢になると思いますので。その点はまた、後日確認をさせていただきます。

続いていじめの件ですけれども、現在由布市にはいじめに対して手だてとしては相談員を設置して、いじめ、不登校に対して対応されているというふうに思うんですけども、どちらかと言うと対症療法的な部分が多いのかなというふうに感じているんですね。

いじめを初期に発見した場合、そのときの対応についてどのような指導なされていますか。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

当事者同士をそれぞれケース・バイ・ケースですが、別々に呼ぶなりして事情をまず聞きますね、学校側が。そして、その上でどちらに落ち度があるのか、それが完全ないじめなのかどうかというの確認をした上で、双方が学校生活がうまくいくように仲直りをさせると。なぜそういう言動が出たのかとか、行動が出たのかですね。そういったことを把握した上で即対応するというのが本来の姿だし、基本だと思います。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） わかりました。今一般質問でいじめがかなり取り上げられておまして、自殺ということもありまして、かなり皆さんが注目されていると思うんですね。先ほどのいじめの数、私数については信用してないというか、一喜一憂しないほうがいいと思うんですよ。数が多いだとか、数が少ないだとかって、事象というのはやはり本人同士、その教室の中で先生が兆しに気づくというんですかね、ちょっとした言動についてもやはり目配せをしていくという、そこがまず基本中の基本だろうと思うんです。そのときに、先生はどのように指導したほうがいいよということ指導されているかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 一番基本はですね、いじめは絶対許すべきことではないという、人としてやるべきことではないというのが、教職員が固い意思をやっぱり持つということだと思いますね。その上で状況判断しながら、教え諭す、それを日常教育実践の中で続けていくということだろうと思います。いじめられたほうの気持ち、それをやっぱり考えさせる教育というのが大事だと思います。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 教育長、私もまさにそのとおりで思うんですね。先ほど教育長の答弁の中に「早期発見した先生が一人で抱え込まずに」というふうなお話がありましたですね。私はそうかなと思ったんですね。やはり学級担任がそのクラスの中の秩序であるとかを保って、目配せをして、そのいじめの兆候に気づく、そのときにどういうふうな教師としての権限ですよ、教師としての権限、教師としての権威を持って児童生徒の指導に当たるか。やはり教職員一人一人の資質、力量がやはり問われているんですよ、ここはですね。

それをもう一人で抱え込まずにという大前提が、今先生はそういうことがもう解決できないんだというふうな状況に追い込まれているというふうに聞こえたんですね。それでは子どもたちは絶対アンケートについても、どういう調査をしようとも、本当のことは書きません。この先生に言っても頼りにならないと思ったら、もっと状況がひどくなるんじゃないかと思ったら、子どもたちずっと我慢するんですね。最終的に教育長も先ほど言われてましたけど、家庭の問題も多いと思います。

一番最初の長谷川議員のいじめの御答弁のとき、よい例を示されたですね。保護者の方に子どもさんが相談をして、すぐ保護者の方から学校に連絡があったと。それは多分いい、いいというか本来はそれまでに学校の中で先生が気づかなきゃいけないですよ。本当はですね。だけど本当に今度は保護者が、モンスターペアレントみたいな保護者であると、子どもは親に言っても、この親は学校にどなり込んでいくと。なお子ども同士の関係も悪くなるし、逆に先生との関係もまた悪くなっちゃうと思って家でも言わないんです。それが実態なんですね。

ですから、そういう対症療法的にいろんなことを、さっき報告書上げるだとか、それも必要だと思います。でも一番今求められているのは教師の資質なんです。威厳を持って、絶対私はこのクラスの子どもたちを仲よくさせてあげると。いじめの一個も見逃さんよという、ある意味威圧的、昔の本当に私たちの子どもころは先生がちゃんとむちを持って、教壇もあって、先生に威厳がありました。だから、そういうことをまず一番にやらなきゃいけないと思うんですね。

そこで教育長、今後通達を出されたというふうにお聞きしました。それ結構なことだと思います。でも、その中に本来は私はこうあるいじめというか、生徒指導、児童の安心・安全を守るためにはこうあるべきだということを先生にも指導していただきたいし、当然これは家庭や地域もかかわることですから、家庭や地域に向けて、やはりメッセージを私は伝えるべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（生野 征平君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

今議員さんが言われたとおり、基本的にはそのとおりだと思います。一人で抱え込まないという表現をしたのは、自分の学級でいじめが起こった場合、学級担任は自分の恥だと、自分の力のなさだということを考えたら隠すんですね。隠したがるわけです。それ隠すとね、もういよいよ根が深くなるといいますか、後が。非常に大きな問題になってから火を噴くというような感じ、今までの事例から考えて、そう考えます。

そういうことからね、一人で抱え込まないでオープンに学年部とか管理職とかおるわけですから、その中でその事例をもうフランクに吐き出して、そして自分はここまでやっているけど、こういう事例起こってる。だからどうしたらいいのかなということで英知を結集して対応すると、

そういう意味です。絶対責任を持つのは当たり前です。学級担任は、自分のクラスは。

それから家庭へのPRとか訴えかけとか、それはもう大事な部分だろうと思いますから考えます、はい。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） わかりました。私が学校に通っていたころ、35年、10歳ぐらい、今45ですから、何が違うのかなと。昔もいじめはあったんです、当然ですね。だと生徒同士、子ども同士で解決をしたり、先ほど言いましたように先生がやはりきちっとその兆しに気づいて、度が過ぎるとがつんとやられて、何やってんだということなんですね。

学校の環境が何が変わったのかなといつも思うんです。先ほど言いましたように教壇がなくなったんですね。起立・礼・着席もままならない状況です。教育長も強制はしてません。以前は日の丸、国旗、国歌も、そんなに反対するようなイデオロギー的なものではありませんでした。自然に定着されておりました。

だから、やはり世の大人とか親、そういったことがしっかり自覚をしていかないとだめだということだと思うんですね。先生の体質を変えてしまったのも、多分世の大人や親が主要因だと私は思います。ですから、そこら辺の訴えかけをしっかりと共通理解を図っていただくような施策を、手だてをぜひお願いをしたいというふうに思います。

後、学力向上については、結果についてかなりこれまでの取り組みの成果が生かされて、徐々に基礎・基本が定着してきたというふうな状況をお聞きして、大変ありがたいというふうに思っています。

各学校の学力向上の会議等の資料を見させていただきますと、本当に額に汗しながら一生懸命取り組んでいただいている現場の先生方の姿が目につかびます。ぜひそこは基礎・基本の定着、しっかりと手だてを充実させていっていただきたいというふうにご願いをしておきます。

それでは、続いて庁舎の問題について市長のほうに再質問させていただきたいと思いますが、市長、前回6月の議会で私が庁議規則について、この庁議規則が余りにも事細かに分けすぎて、これが迅速な意思決定の弊害ではないかというふうに最後、提案といいますか御意見をさせていただきました。とにかく事細かに決められておまして、迅速な意思決定をおくらせているんじゃないかなというふうに私は思うんですね。その点について、市長どのようにお考えですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 庁議規則につきましても、いろんな角度からこうしていくとああいう形になるんですけれども、もう少し検討加えていくともっと簡単になってくるとは思いますけれども、スタートの段階ではこういう形になったと思います。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 今の御答弁でいくと、ちょっと問題はあるかなというふうな御認識はあるのかというふうには感じていますが、組織・機構について、今検討委員会である検討中であると、事務分掌、振興局、各課についても12月までにというふうなことで、実情に即した体制にしていきたいというふうなことだと思いますけども。

市長、これまでも議会としてです、委員長報告の中で、例えば平成22年の第1回の総務委員会の委員長報告で、産業建設に属している契約管理課は総務部へ移行、契約管理については財産管理と契約の事務が一緒になっていることから、契約管理課の事務分掌そのものを見直しから行うべきではないか。また、組織・機構については小手先だけの見直しではなく、将来展望を踏まえた再編を行い、全体図を明示して実施すべきという委員長報告の意見。

さらには平成20年3月、公有財産の取得、管理及び処分について。これについてもですね、契約管理課のあり方について、議会として組織について意見をしています。

平成24年第1回の定例回では、子育て支援課と健康増進課の連携について、組織のあり方、保健師の配属についても意見をしております。

組織・機構について、一般質問で取り上げていることと正式な委員会での委員長報告で取り上げて、それを指摘したこと。これはやはり重みとといいますか、毎回委員長報告については指摘されたことを誠実に履行していくというふうなことも、次の体制に生かしていくということも市長はよく答弁はされるんですけども、再三こういうふうに指摘をしておりますけども、この件については真摯に取り組みをなされたんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 委員長報告、委員会の報告があった中で、十分検討しながらいつそういう形でいくのがいいのか検討させながらも改善を図っていくという方向では進めております。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長一つ、今19課44係447分掌あるんですね、調べてみますと。水道課と地域振興課はちょっと除きますけども、課ということについて見ると19課44係447分掌。以前の湯布院町の場合ですね、湯布院町の一番最後のとき12課36係189分掌なんです。

何を言いたいかと言うと、当然課がふえた分分掌もふえるんですけども、余りにも事細かに分掌を細分化しすぎているのではないかという感じがするんですね。それはなぜなのかなということよく考えたんですが、結局は合併して7年たちますけども、それぞれの旧町のやり方がそのまま合併後調整しますということを怠ってきた結果が、このような大きい事務分掌、細分化された事務分掌になってるんじゃないか。そのために事務の効率化がなかなか図れないんじゃないかというふうには私は感じているんですけど、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 事務分掌を細分化するということは、それぞれの職員の持ち場がしっかりとらえられているということで大事なことでと考えておりますけれども、そういう状況の中では組織再編で職員の削減等々考えるときに、非常に難しい問題が出てきます。そういうことから事務分掌を横断的にグループ制でこれから取り組んでいくような形をとっていかうという方向で今進めているところであります。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長、多分実現不可能なことはあんまり言われたいほうがいいと思うんですが、グループ制についても今までも一度も実績がないです、私が聞いた中で。

それで、私は逆に——予算規模で市長いきますよ。平成18年が145億8,000万円、当初予算ですね。平成23年が162億3,000万円、平成24年度が163億8,000万円、これ一般会計のベースです。活動量、いわゆる事業規模がふえているにもかかわらず、人員はどんどん減ってきているわけですね。減らしてきてますよね。平成18年から比べるとですよ。ずっと減ってきてます。だけでも活動量はふえている。

事務分掌はさらに細分化されている。しかし課の配置人員は減らされているんです、当然人員が減ってますからですね。課の人員は減らされて、課も多く、課を設置したがゆえに課の人員は減らされて、一人一人がやる事務分掌は事細かに規定されている。ここで本当に横断的な組織の連携や相互の援助というのができるのかなと私思うんですけど、市長その辺はどのように分析されてますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどグループ制と申しましたけれども、一つの係、例えば一つの係に3人いたとしたときに、1人が休みをとるとか、そういうときにはその係の人がだれもできないというような状況では、市民の皆さんに大変迷惑をかけると。そういうことから、その人が休暇をとったときに、その対応ができるような、そういうことができるような職員になって、お互いにカバーし合うことだというふうに私は認識しております。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） ちょっと質問にお答えになってなかったんですけど。それは理想論ですよ。そうあってほしいし、そうあるべきだということなんですけども。事業量がふえているにもかかわらず、なおかつ各旧町あたりの取り組み方も違う中で、人員はどんどん減らされていく。課を設けたがゆえに課の人員は減って、けどその課でやる、係でやる分掌というのは事細かに規定されているわけなんです。だから私そこに矛盾が生じませんかという事なんです。ギャップが生まれてませんかということをお願いしたいですね。

なおかつ早期退職の方もかなり多かったですね。平成18年から23年まで、20何名かぐらいが早期退職をされた。この早期退職の方の理由もいろいろあるかと思いますが、やはりそういうこともきちっと検証を私はされるべきだというふうに思います。

市長、きょうは合併協定書を久しぶりに持ってまいりました。市長がいつも言われますとおり、合併協定の第4項目、新市の事務所の位置、第2項ですね。「庁舎の方式は新市の機構を分散させる分庁方式と現行の窓口行政サービスを各庁舎で存続させることを基本とする総合支所方式を組み合わせた方式とする」。ただし書きのことを市長はいつも言われますね。「ただし、将来的には行政の効率化の観点から本庁舎方式を目指すものとする」と。

このただし書きを御旗の目印にして、一生懸命取り組んでおられるわけですが、第8項、事務組織及び機構の取り扱い。この第2項ですね。「新市の事務組織は行政機能の効率化に配慮しつつ、新市の均衡ある発展を考慮して、行政機能の一極集中化は避ける」と書かれてる。第3項、「地域への経済的影響を考慮して、職員数のバランスに配慮した事務組織、機構とする」というふうにされてますね。ここも8項の第2項、第3項で4項の第2項ですね——との整合性といえますか、ここはどのようにお考えになられているんですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その文面とその合併協定ができるに至った状況ということを理解をしていただきたいと思います。これまで法定合併協議会は、2年間にわたって協議会で論議をしてきました。そしていろんな文章等々も決定したわけでありまして、最終的には事務所の位置という形で3町がまとまらなかったということは事実でありまして、このままでいけば合併できない状況になるのか。それとも、何としても合併だけはしていかなければならないのかと。そういう危機的な状況があったと私は認識しておりますし、合併協議会に参加された方々は皆さんそうだと思います。

そういうことから、急激に各庁舎の人間が減ることに対するすごく危惧があったと思います。そういうことから分庁舎をして、人間の数を減らさないようにと。そしてなおかつ総合庁舎という妥協的な案だったというふうに私は認識しています。

そういうことであるから、最終的にはそうは言っても本庁舎方式に向けた取り組みをして一本化すべきであるというのが、私はこの合併協議会の本心であるというふうに認識してるから、そういうふうに思っているわけでありまして。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長、言っていることが理解できないから私、今やられていることが理解できないからこういうふうにお聞きしてるんであって、妥協案であれ何であれ、これはいわゆるはやりの言葉で言えば、合併のとき新市の市民と約束したマニフェストです。これにの

とって、合併をしますと。合併後はこのようなことにしますということが、この協定書に書かれているわけなんです。どうされるおつもりですか。8項の2項で「行政の一極集中化は避ける」と言っておきながら、上の段で将来的には本庁舎を目指す。これは相反するものですよ。相反しますね。それと、「地域への経済的影響を考慮して、職員数のバランスに配慮した事務組織、機構とする」と。

今市長が「本庁舎にしますよ」と言って、ワンペーパーを全員協議会でいただいて以降、どのような本庁舎になって、どのような組織にあるのかというのは、私手元にありませんので、風のうわさでしか聞くことができません。そうすると、その中を見聞きした中で判断しますと、相当な数の方が庄内庁舎を本庁舎とするところにおられるんだ。そこにいくんだということなんですけども、まずそこは市長どうなんですかね。今何名ぐらい想定されているんですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今そのことについて、職員数については検討しているわけでありまして、けれども、いろんな関係、本庁舎の位置は将来的には本庁舎方式をするという状況は、私は合併のときの大きなテーマであったというふうに思います。当面はそういう一極集中は避けていこうと。それから将来的にはやっぱり財政措置とかいろいろ考えたときには本庁舎方式が望ましいというのが、私は大ベースに流れていると。そのことによって今日取り組んでいると、私は認識しております。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長、これただし書きなんです。第4項新市の事務所の位置の第2項のただし書きにおいて、将来的にはということを書いてます。ただし書きよりも、やはり項目として掲げられた第8項の2とか3とか、これは当然協定書ですから約束されたものなんです。それを反故にするというふうな今のやり方は、それはあつてはいけないんじゃないかというふうに、私は単純に思うんですよ。せっかく約束されたことを、そのただし書きだけをとって断行されるというやり方は、もう一度やはり考え直したほうがいいというふうに思います。

何度も言いません。当然この協定書も皆さん、住民も御存じですので。多分きょうインターネットで見られている方も多と思いますから、これは言ってることとやってることがやはり協定書どおりになってないなということは多分、皆さん理解をされたんだろうというふうに思います。

それと市長、もう1点ですね、現在の振興局の位置づけは、地方自治法の155条にのっとり支所というふうな形で振興局位置づけられていますね。

支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は相当の職員が常時勤務する事を要件とする。

と書かれているんです。相当数の職員がその支所にはいなきゃならない。廃置分合の場合です

ね、要件とするというふうに書かれてあるんです。

これらも踏まえて、この協定書の中身も踏まえて、今後各3地域振興局並びに3つの庁舎に、どのぐらいの人数で、どのぐらいの組織で、どのぐらいの機構を置くのかということをお考えにならないといけないと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 相当という数というのはね、ふさわしいという形になろうかと思いたすけれども、大人数という意味ではないというふうに私は認識しています。それにふさわしい人数といたしてあります。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） じゃ最初から大人数置きたくないような言い回しをされると、ちょっとどうかなというふうに思うんですけれど。ですから、それをどう考えるかということをお聞きしているんです。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今本当に検討を十分させて、振興局にどういう仕事をさせながら、地域振興を図っていくかと。そういうことが十分できるような人員配置を考えさせているところであります。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） それは当然当たり前のことなんですね。今皆さんが、一番懸念されていることは、どこかに職員が一極集中してしまうのではないかという不安と懸念ですよ。そういうことにならないというか、市長はそこに決めているのかどうか分かりませんが、この協定及び地方自治法の第155条の支所の位置づけをかんがみれば、もっと熟慮すべきことだということを私は申し上げておきたいというふうに思います。

市長それと、以前一般質問で、どうしても本庁方式を目指していくということであれば、これはもう市長の専管事項でありますから、その際は職員の人材育成計画を見直してくださいと。これは各地域審議会からも振興局や機能権限のあり方でも、かなりの地域審議会からも指摘をされておりました。職員の人材育成計画を見直し、新たに作成、広く公表する、「こういった人材育成計画をつくりましたが、職員の資質は向上しますよ」ということを市民にお知らせするということですね。

庁舎再編構想及び庁舎再編に伴う基本計画並びに実施計画を作成して、期間を定めて実行に移さなければならないと私は御提案を差し上げました。さらに最低でも2案、現在の状況、もう一つは本庁舎ビジョンの提示。今市長が12月までにというふうに言われてましたけれども、これら2案を提示して、半年ぐらいはしっかり議論をして、その協定書のこともありますし、しっかり

議論をして結論を導いていくという、こういう手間や暇やプロセスを私はかけるべきだということとを以前、平成23年の4月、第4回だから12月ですね——に御提案をさせていただきました。この件に関しては御検討されたのでしょうか。（「合併の原点を忘れたんやないか市長」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今十分それで職員に検討さしているところです。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長それでは、ぜひ私は案を提示して、しっかり議論をするという手間暇とプロセスは、最低限とっていただきたいというふうに思うんですけど、その点に関してはいかがですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 職員が今こういう計画立てておりますから、その結果を見て、皆さん方にまた御説明等申し上げたいと思います。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長、消防庁舎の検討についてもそうなのですが、今議会で土地の鑑定の分の補正が上がってるというふうなお話をお伺いしました。私も消防庁舎建設検討委員会の一委員でありまして、答申をさせていただきました。やはりこれもビジョンが足りないんですよ。消防庁舎を新しく建設するに当たっては、どういうふうな人員体制で今後消防行政をやっていくのか。その庁舎にはどういった機能が備わっているのか、何人配置されるのか。そこの本庁がどのエリアをどういうふうにカバーして、ほかの2出張所はどういう役割を担って、どういう連携しながら由布市の消防力を高めていくんだということを提示して初めて本庁舎の消防署ですよ。消防署の新庁舎の鑑定が出てくるのが、私は筋だと思えますよ。どのような組織体制になるのか、どういう機能を持っているのか、どういう設備があるのかということも知らされないまま、場所だけをお決めになられて候補地が決定していく。本庁舎構想の議論と全く同じなんですけども。

例えば消防庁舎の検討委員会では答申の中に、職員の偏在についても指摘をしていたと思います。非番招集がかかった際に、こちらの地域に住んでいる人が少ないから、やはりこちらの地域にも住めるような体制もつくるべきではないか。そういうことも考えて、検討委員会は答申を出していると思うんですね。その答申に答えて今回補正が上がったとするならば、由布市の消防力全体、消防ビジョンを示して、初めて今回の土地の鑑定になると思うんですね。

ですから、そういったことはやはりビジョンなんです。この消防庁舎をつくるにはこういった計画でということをお示しになられて、それでわかったと、じゃ位置はここになったんだな

ということ初めて皆さんが御理解されるんだろうと思うんですね。そういうことも含めて、ぜひこの庁舎の構想については、慎重に議論をしていていただきたいというふうに思います。市長、消防の庁舎に関してはいかがですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今回予算をつけさせていただいておりますけれども、大筋については今ある挟間、庄内、湯布院の庁舎をベースにしながら建設をしていきたいと思っておりますし、職員につきましては本当に偏在しているのは、一つは困難な問題があるわけでありましてけれども、消防職員を余計採用できればいいんですけれども、それは後日市民の皆さんに大変な負担となって返ってくるという状況もございます。できるだけそういう現在ある状況の中で賄っていくことは課題となっております。

そういうことで、職員の住居についても、それから直ちに対応できるような状況については、今後とも十分検討を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長、先ほどから言ってますけれども、やはり本庁舎構想を市長が決断されましたので、それはそれとして、私はまずその前にやるべきことがあるというふうに思うんですね。先ほどから申し上げているように、やはり組織・機構がどういうふうにあるべきか。今の事務分掌がどうなのかということをもう一度合併の原点に立ち返って、真摯にお互いがやり方を議論を戦い合わせて、形をつくりたたき上げていくという地道なことをやっていただきたいということ。地方自治法第158条2項に定められているように、事務及び事業の運営が簡素かつ効果的なものとなるよう十分配慮して、内部組織を編成するというこういう基本的なことをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それともう1点、市長、平成27年の4月ということでお聞きをしたその根拠、理由は何かと聞いたら財政的な理由だという、その1点なんですけれども。そのとき市長は今の任期でいくとですね、来年の10月で任期は終わりなんです。もっと急いでやろうと思えば、もっと急いでできるかと思うんですが、それまでになぜ、そこの実現が可能なんですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） だれがやってもこういう状況になれば、その年に、27年にやるのがふさわしいというふうに判断しております。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） そのとき市長でなかったら、そのときの方が考えることだということでもよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） いないものをいろいろ言うことはないと思います。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 当然任期の外でありますので、そこまではやはり拘束はできないんだらうというふうに思います。それはそれとして、もう1点私が言いたいのは、地方債の特例に関する法律の一部改正がもう成立してますよね、市長。これ東日本大震災が起こって、震災を受けた合併市町村はもとより、あれだけの大きい震災でしたから日本における経済状況にかなり影響を与えているということで、我が由布市も、合併の特例に関する法律の第11条の2、第1項の規定により合併特例債を起すことができる期間が10年から15年になったんですね。ですから、今までの予定でいくと、平成17年合併ですから27年です。しかし5年間延長されたんですね。

これは当然新市の建設計画でありますとか、今後の総合計画でありますとか、当初予定されていた合併特例債の期限が10年だったのがやはり5年間延長されたということは、その財政運営上も何らかのやはり変化というものが起き得る可能性があると思うんですが、この10年から15年になったということに関して市政に与える影響といたしますか、効果といたしますか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 特例債といえども借金でありますから、それについては十分慎重にしていかなければなりません、こういう財政的に潤沢でない市町村にとりましては、これが延びるといことはそれだけの余裕とゆとりができたということで、大変歓迎すべきことだと思っています。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） そうなんですね。当然これが5年間延長になったということは、やはりいろいろな由布市が今後予定している各種計画等にも、この期間延長というのが何らかの形で反映されるのではないかとということが予想されるんですね。そういったことも含めて、やはりしっかりと今後のまちづくり構想なりを練り直すというところまではいかないかもしれませんが、この5年延長をどう生かすかということについては検討の余地が私は十分あるというふうに思いますので、そこはぜひ財政課含めて総務部内で、しっかり検討していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 当然もうこのことについては検討していかなければならないと思っています。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） なかなかすっきりする回答が得られなかったんです——けれども、先ほどの同僚の溝口議員のエネルギービジョンについても、市長の答弁を聞いてますと、どこか

で聞いたことあるなと思うのが、例えば地域や学校とかで何か新しいことやんないかと言ったときに、必ず一番最初に「いや、こんなことあったらどうする」、「こんなことできるかな」で否定する方がおられるんですが、大変失礼ですけども、何かそれがちらっと頭の中によぎりまして、私はそれは市長が言うべきことではないのではないかというふうに思ったんです。実現可能かどうかというのは当然重要な問題にはなってくるんですが、問題点をいろいろ探し出すと、何もやはりできなくなってくるんですね。

例えば、私はやはり市長は夢やビジョンを提示して語ると。そこで先ほど市長がちらっと言われてました、懸念事項ですね。そこは勇気を持って、そこは打開していくんですよ、市長が納得するんですよ。よし、ちょっと、なかなか難しいかもしれないけど、おもしろそうだなとか。いろんな判断があて、勇気を持ってそこを打開する。そして後は信頼を得て前に突き進むんです。で、職員に、責任は俺がとると。責任は俺がとると、おまえ思い切ってやってこいと。あんなおもしろそうなことないぜというふうなことを、言えるか言えないかが私はリーダーだと思うんですよ。だから、市長が、先に「いや場所もなかなか大変だし、何とかだ」ということを言っちゃうと、当然職員はほんと萎縮しますよ。

そこがやはり、市長といつもここでリーダー論を語るんですけども、やはり物語を市長がつくって、そこに真の実行力を持っていかないと、やはり未来は描けないと思うんです。だから本庁舎の件で、いろんな方がいろんな御意見を言われるのは、私はもう当然だと思います。ビジョンが見えないんです。形が見えないんですよ。将来この後、10年後、せめて20年後、30年後ぐらいはしっかりと、庁舎をこのようにしたらこういうふうなことを私は考えているんだということをややはり目に見せて、皆さんにお示しすると。そのやっぱり手間暇、プロセスを、私は絶対大事にしてほしいと思っているんです。市長一言いかがですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 御意見ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） 高橋議員、後2分です。高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 市長、ぜひ物語をつくって、夢を描いて、勇気を持って、信頼を得られたときに初めてしっかりとしたことができると思いますので、そこはぜひ期待を込めて、市長に言葉を送って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 以上で、7番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は14時10分とします。

午後2時00分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、14番、太田正美君の質問を許します。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 14番、太田正美です。午後からのちょっときつい時間ですが、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、先月由布市消防団佐藤崧男団長が急逝されました。佐藤団長が私とは昭和47年、団長が1分団1部の部長のときに、私初めて団員として入りまして、それ以来40年、地域防災の現場で多大なる御貢献をされてきました。また、地域では我々のよき先輩として公私にわたり進行を深めてまいりました。団長を失ったことは、私たちにとって痛恨の極みでございますが、残された私たち団長の意思を引き継ぎ、より一層安心・安全のまちづくりに邁進していかなければと強く感じております。佐藤団長の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、例年ですと、もうこの時期、湯布院地域では稲刈りの真っ最中ということですが、まだけさ見てみますと、稲刈りをしているところはちらほらという感じで、私もこの時期には、もう9月定例会には稲刈りを終わっていつもは臨んでたのですが、ことしは長雨による日照不足と全体に遅れているようです。本年は何もまだ手つかずの状態での議事に臨んでおりますが、ちょっと半分気になるところであります。既にもう集中豪雨や台風被害による災害が、この由布市においても各地で発生しています。収穫の季節にこれ以上の被害が起こらぬよう祈りたいと思います。

それでは、事前の通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まず、由布市における本年7月の集中豪雨被害に関して質問をいたします。本定例会で多くの同僚議員が防災に関しての質問をしており、質問が重複する箇所もありますが、私なりの視点から質問したいと思います。

まず1点目は、今回の災害における被害の原因の検証についてと被害額について、それぞれの課なりから具体的に答えていただきたいと思います。

2点目は、それぞれ項目上げて復旧作業の進捗状況なり、今後の作業予定を聞いておりますが、朝ほどの溝口議員との質問でかなり市長からお答えをいただいておりますので、この辺は割愛されても構いません。

次に、由布市地域防災計画の見直しについて、この7月の災害を受けて、少しお聞きしたいと思います。

今回の土石流災害を受けて、計画書の先ほど答弁の中にも少し見直し等をしているというふうなお答えがありましたが、どのようなところを主に再検討したのか伺います。

そのときに2点目として、避難勧告、避難指示が発令されたときの地域住民、観光客というか旅行者、商業施設への対応に関して、市はどのように考えているか伺います。

行政から地域住民、旅行者、消防施設への対応、地域住民同士の対応、商業施設から旅行者への対応といったように、避難勧告指示が発令された際に、それぞれの立場においた対応策のガイドラインが必要ではないのかと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

また、今回避難勧告が発令された際に行われた告知方法は、適切であったのかを検証されたのかどうか、お尋ねいたします。

次に、避難場所に関してですが、避難場所は開設は自治体が行うということになっておりますが、開設後の長期間にわたった場合に、その費用負担はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、被災後の復旧支援について質問いたします。7月8日に大分県社会福祉協議会による災害ボランティアの御協力により、大分県内各地から多くの方々が支援に駆けつけていただきました。その際に市は、これらのボランティアに対する人数の把握や補助または参加者の各種保険等の対応をどういうふうにされたのか、お伺いします。

また私たち、7月20日に議員の有志で竹田市に災害ボランティアとして出かけて、副議長工藤さんと前議長淵野さん、廣末議員、鷲野議員、5人で行ってまいりました。そのときには既に災害ボランティアセンターというのを竹田市は立ち上げておりました。それでそういう対策本部がかなり徹底されていたというふうには私は受け取ったのですが、そういう災害を受けて市として、そういうところの情報をどういうふうに把握したのか、お尋ねいたします。

次に、災害時の消防団員の対応について質問いたします。今回岳本ということで、湯布院町消防団1分団1部が、ほとんど長時間かつ継続的に出動する事態になりました。特に被害が顕著であった温湯地区では数日間にわたり消防団員が詰め所に泊まり込み、警戒に当たる事態が発生しました。

後の資料によりますと、1日から14日までの間に大雨洪水警報が大体9回ぐらい昼夜を問わず出ております。そういう中で、消防団がほとんど出ずっぱりというような形でありました。自治区や地域住民が警戒を要請しているといった状況下では、こういった事態は今後もたびたび発生することが予想されます。市の職員はそのときに、避難所とかに出動が時間外勤務として扱われているとお聞きしますが、消防団員はあくまでもボランティアであるから、それ以上のものでもないんだというような、一つちょっと団員にとって不満みたいなことをお聞きしましたので、その辺の現状の手当は実働として、このように長時間かつ継続的なときにはどうするのかということ、今のままの措置でいいのか、市はどういうふうに考えているかお伺いいたします。

最後になりますが、これまでの一般質問でたびたびしておりますが、塚原高原の野焼きに関し

て、市の答弁としては、今年度実施する方向で検討しているというようなことでありましたが、本年見送られています。

それで、その原因は何が原因なのか、できない原因はどういうふうな執行部としては考えておられるのか。また今後どのようにしていきたいと具体的な検討策があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

再質問はこの席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、14番、太田正美議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、梅雨前線豪雨被害の原因であります、時間雨量が非常に多く、しかも継続時間が長かったためだというふうな考えておりますし、1時間に34ミリ、その次の2時間目には43ミリか、2時間で70ミリを越す雨量であったというふうな認識をしております。

市全体の被害額は、市管理の公共土木施設では39カ所、6,500万円、それから農地、農用施設では67カ所、8,700万円。

内訳といたしましては、公共土木施設では、挾間地域18件、約600万円、庄内地域12件、約1,100万円、湯布院地域9件、約4,800万円。農地、農業用地では、挾間地域36件、約4,700万円、庄内地域27件、2,800万円、湯布院地域4件、1,200万円となっております。

各地域での復旧作業の進捗と今後の作業予定でありますけれども、岳本川上流部では、砂防2号堰堤の除石作業が平成24年7月31日に完了したとのことであります。今後1号堰堤の除石を予定しており、緊急砂防事業として堰堤をまた1基追加することになっております。

また、岳本川中流から下流では、市による埋塞土砂の撤去、被災護岸の復旧、ボックスカルバート頂版切断撤去等を行いました。

岳本川と大分川の合流部では、市で応急的な土砂撤去を行いました。今後は河川管理者である大分県が、金鱗湖出口付近から大分川合流部付近までの河床掘削を実施する予定にしております。

最下流部の有料金鱗湖駐車場から金鱗湖までの暗渠区間は、改修工事等を計画しておりまして、今議会に補正予算を計上いたしておるところであります。

湯の坪川砂防堰堤の埋塞土砂、湯の坪川砂防ダムの下流域に流出した土砂と流木につきましては、大分県が撤去をしているところでもあります。

湯の坪川と大分川合流地点につきましても大分県で河床掘削を予定しておるところであります。金鱗湖では、遊歩道のかさ上げや改修、老朽化した防護柵の改修、流入した土砂の一部排除などを行うために、今議会に補正予算を計上いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、由布市地域防災計画の見直しについてであります。

今回の災害によりまして、災害対策本部や支部災害対策本部の体制や事務分掌などの見直しを行い、8月1日に行われました防災会議で承認をいただいております。

避難勧告等発令時の対応については、観光関係者と担当所管課が観光客への対応、宿泊客への対応、帰宅困難者への対応などを協議をいたしております。対応マニュアルの作成を含めまして取り組みを進めたいと考えております。

発生時の告知についてであります。今回の災害では、7月3日の9時20分に土砂災害の危険性が高まったことから、岳本川流域92世帯205人に対し避難勧告を行いました。発令と同時に防災行政無線で告知を行い、職員が徒歩で各戸にお知らせをするとともに、市の広報車や消防団が広報を行ったところでありました。大雨や避難勧告等の災害に関する防災行政無線の放送は、合計17回になりました。

そのほかにNTTドコモ、au、ソフトバンクの通信事業者を利用して、携帯電話に避難等のエリアメールを送っております。

避難場所の経費につきましては、避難勧告、避難指示を発令した場合は、市費で負担をしております。自主避難の場合には、これまでも個人や自治区で負担をいただいております。

次に、復興、復旧支援についてであります。今回のような災害復旧支援に係るボランティアの受け入れ体制については、地域防災計画で社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置いたしまして業務を行うということになっております。であります。整備ができておりませんでしたので、急遽ボランティア対応を社会福祉協議会と協議をしたところであり、協議の結果、社会福祉協議会でボランティアセンターの設置運営をしていただくこととなり、地元区長さんとの打ち合わせ、ボランティア募集の新聞への掲載等を行っていただき、7月8日には、県防災士会も含めた約160人のボランティアの方に支援活動をしていただいたところでありました。

今回の活動を検証しながら、社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置と運営に関する協定内容を検討している段階でありまして、今後、協定締結に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、消防団員への対応であります。水災その他災害の場合の出動手当は、1回につき2,000円としております。出動時間や金額等の他市の状況を再度調査をして考えてまいりたいと考えております。

野焼きにつきましてですが、塚原財産管理組合の役員会からは、本年の野焼きを実施する方向と連絡を受けておりましたけれども、総会の結果、本年の実施は見送られたと聞いております。

野焼きの実施につきましては、今までと同様に実施する地域の自主性にお任せをしたいと考えているところでありました。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） では、最初の再質問を行います。市長の答弁では、時間雨量が短時間で31ミリ、47ミリと多量であったためというわけなんです。実はその日ですね、朝6時から夕方大体6時ぐらいまで、ほとんど雨が降ってないですね。その2時間降っただけで、もう夜の8時ぐらいからまた12時ぐらい、翌朝のお昼まで、ほとんど雨が降ってないと。雨量とすれば78ミリしか降ってないんですよ。それまでの累積というの、6月8日から7月1日が679ミリ、これはあくまでも湯布院観測所のデータであって、実は今回由布岳の西側というか、北側と西側に大量の雨が降って、東側の斜面に余り雨が降ってないんですよ。そういういわゆる風がどういうふうに吹いていたかによって、そのときの状況が。

だから、これがもし北風が吹けば、けさほどの溝口議員が言われたように倉木山なりが大雨をもたらすというようなことなんです。一方で、この山が地質的にどういう状況なのかというのを、市としては把握されていたんでしょうか。

今回の崩落が深層崩壊なのか、表層崩壊なのか、その辺の把握は調査なりをされたのか。まずお伺いいたします。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 防災安全課長です。お答えいたします。

土石流災害発生後に国土交通省等の専門家が来て調査をしていただきました。発生源流の一番上まで登って調査いたしまして、由布山の斜面にたまった堆積物であって深層崩壊ではないということで、調査の結果報告を受けております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） つまり、それほど長い期間にわたって大量の雨が降ったわけではなくって、いわゆる今までの堆積物等場所がどちらからという人工林が主ですね。というのは、杉、ヒノキの40年、50年生の山が今回一気にすべったというような状況で、これは前にも17年のときと19年、それぞれ似たような状況が起こっております。そのたびに岳本地域にこういう土石流が発生しております。こういう危険は、もうずっと前から言われてたわけなんです。その対策について市はどのように今まで対策を打ってきたのか。お伺いいたします。

○議長（生野 征平君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長です。お答えいたします。

対策は御指摘のとおり、杉、ヒノキの針葉樹林が被災している、要するに貯水能力がなくなっていることは一つ考えられます。御指摘のとおりかと思いますが、十何年前の対策について私も特に存じ上げませんが、特段砂防ダムの建設等で対策工事を行ってきたと考えております。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 今回の状況でも、砂防ダムには6割、7割ぐらいは止まって、あと三、四割は下流部に流れたと考えられるんですよ。

ですから、先ほど市長があさの答弁でも、そういうかさ上げをこれから検討していくというふうにお答えがあったんですが、1回の崩落でこのようにダムが一気に埋まってしまうというような現状なんです、こういうような危険性がある箇所がほかにもまだあるのかどうか、市はその辺の把握をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 防災安全課長です。土石流災害危険区域とかそういうものについては今年の9月にも全戸にお配りしてます。こういうところが危険区域の範囲ですよというように、地図を皆さまにお配りをしてますので、その範囲内が土石流の危険区域かと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 今回執行部から地域防災計画の素案というのを配られておまして、これを読みますと土石流災害防止対策の警戒区域に指定されているのは湯の坪川だけなんですよね。岳本川あたりは結局記述はないわけですよ。その辺の加筆とか見直しは今検討されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 岳本川については土石流の危険範囲になっていると思います。湯の坪川については今回加筆しているというような状況であります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） それで湯の坪川を加筆したということなんです、今回その湯の坪川のハザードマップの中に避難所として温湯公民館があるわけですね。それで、その見直しというのはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 湯の坪川の砂防ダムを建設しましたときに見直しを行いまして、温湯公民館については災害危険区域から外れております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 現場を見たときに明らかに地元住民が今回もいろんな声があっ

たんですが、次はここが危ないんじゃないかというふうに皆さん思ってる。先ほど9回も警報が発令されたと言いましたけど、そのたびに地元としては常に恐怖心でびくびくしてるわけですよ。そういった中にある避難所が、状況にもよりますが、やはりもうちょっと慎重にその辺を検討しないと住民の安心は得られないんじゃないかと思うんですが。市長はどうお考えですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これまでの検討結果が今ああいう状況であるという、外れてるという状況でありますけれども、今後住民の声がそういう声であれば、もっと検討する必要があると思います。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） これまでも梅雨前線と台風とか、今は日常的に今回の発令でも、夕立程度の雨でこの被害が、警戒警報が発令されてびくびくしたというような経験を持っておりますので、予測不可能というか物すごい多分天気予報ではわからないような局所的な集中豪雨というのが今多発しておりますので、その辺は行政としても大変苦慮していると思うんですが。

一方で災害対策本部をどこに設置するのか。そのときに庄内庁舎に防災安全課がありますが、そこで指示をするのか。それとも現地に新たにそういう対策本部を立てて、現地とのやりとりの中で随時指示を出していくのかという、その対応についてはどういうふうに今検討されているのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） お答えします。

今回の土石流災害についてで夕方の6時半過ぎだったと、そういうことで本来の地域防災計画については対策本部は庄内庁舎に置くと、そういうふうになっておりました。しかしながら急ということで庄内庁舎に置いたのでは現場がわからない、現地確認ができない、こういう状況から急遽湯布院庁舎のほうに対策本部を持っていきまして、そこで対応いたしております。

そういうことで今回の防災計画の中の見直しについて、現場、災害対策本部を地域限定ということになれば、そこに現場対策本部を設置すると、できると、そういうふうに修正をしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） その場合、現地対策本部のトップはだれがするのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 災害対策本部ということになれば市長です。地域振興課のほう湯布院支部の対策本部ということで局長がやります。ということで、対策本部ということにな

れば市長が行います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） そうすると、そこに対策本部と対策支部というのが2つあるというふうに認識していいのでしょうか。

それと、災害対策警戒本部というのはどう違うんですか。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 一番最初に気象警報、大雨警報とか大雨洪水警報が発令された場合、その段階で災害警戒準備室、これを設置します。これを各支部に2名、職員が防災安全課に待機すると。そこから雨の大雨情報とか、雲の流れとかを見まして災害の危険性が高まった場合、災害警戒準備室で、そこでまた大きく大雨が降りそうだと、生命に危険があると、そうした場合に災害対策本部を立ち上げる、そういう3段階の方向で上げております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 7月1日の大雨警報が発令されてから、現実に土石流が私の住んでるところまで来たのが10分足らずです。これだけ短時間のうちに警戒発令されて現実に土石流災害が発生するという状況の中では、現実に間に合わないんじゃないですか。

そのときに、そのトップがいわゆる首藤市長というようなことでは、現場はどうしようもない。そして、なおかつ第1回の災害対策本部が3日の9時に開かれて、2日の日にはなにもそういう意味では対策本部的なものは開かれなかったのはなぜなのかお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） お答えします。

1日の夕方に土石流が発生いたしまして、すぐ湯布院の振興局の中に災害本部を立ち上げました。現場については振興局が見回りまして、翌日の朝5時半から湯布院振興課の職員が現場のほうの確認をいたしまして、対策本部朝の7時から湯布院の佐藤製材所の中に集まって、それから協議をいたしまして現場確認等行っております。ということで……

○議員（14番 太田 正美君） 誰が1回行った。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 災害対策本部の会は行っておりませんが、そこで朝皆さんとその協議をしたということであります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） ちょっと確認なんですけど、もらった資料の39ページに土石流

災害警戒区域といって1、湯の坪川としか見当たらないんやけど、これは別にもとにはちゃんと加筆ということをさっき言われましたが、別にあるんですね。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） お答えします。

39ページの（4）のところに、①番のところに土砂災害警戒区域ということで指定区域の名称「湯の坪川」ということで、これを加筆をしたということであります。

○議員（14番 太田 正美君） ほかにあるということですか。

○防災安全課長（御手洗祐次君） はい。

○議員（14番 太田 正美君） はい。岳本川は既にあるということですね。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 後、災害ボランティアの対応についてですが、262ページにそういう記述もあります。その中ではボランティアの協力を求められるということで、1つは日本赤十字奉仕団というのを上げて、その後に社協が載ってるわけですが、今回は社協だけの協議だったのか、その辺はもっと広く各種団体に声をかけて何かそういう協議がされたのかどうか。協議の結果、出動要請みたいなものをしなかったということなのか。

それと、そのときに市は市の職員に対して一切要請をしなかったのか伺いたします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

今回のボランティアの関係の受け入れ体制についてでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、次期防災計画では行政の責任と社会福祉協議会の責任とお互い共通理解のもとに、災害ボランティアセンターにつきましては社会福祉協議会に設置をお願いして運営をお願いするというようになっております。

今回それができておりませんでしたので、5日の午後だったと思います、社協のほうに出向きまして協議を行いまして、今後そういうボランティアセンターの設置運営に関する協定を前提に今回は対応していただくということで、今回対応をお願いした状況でございます。その段階でそれまでに市内団体の幾つかの申し入れがありましたので、今回につきましては急遽そういう対応でしたので、申し入れ団体についてのみ対応しようという協議で終わりました。

7日の朝の新聞には一般募集の掲載が載りましたが、その件につきましては社会福祉協議会の最終的な判断でそうしたものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 要するに職員には声をかけなかったということですね。市長は

いつも「協働」というふうに言われておりますが、こういうときこそやっぱり市と市民が一つになって、やっぱり何かをするということは大切なことではないかと思えます。済んだことですので、もうこれ以上言いませんが、今後の一つの検討課題として、この辺は十分検討していただきたいと思えます。

それで質問の中に竹田市、日田市、中津市あたりは、この災害ボランティアセンターをどういうふうに運営されたのかの情報収集はどうされたのか答えがなかったようにあるんですが、お尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

その時点での日田、中津、竹田市のそういうボランティア関係の体制の状況ですが、その時点では私どもとしては把握をいたしておりませんでした。状況につきましては新聞等の掲載で状況を知ったわけですが、先月末に日田、中津、竹田、それから関係市町村の社会福祉協議会を対象とした研究協議会が県のほうで開催をされました。それには由布市の社協としても出席しております。

その中で日田市社協は協定によりボランティアセンターを設置。それから竹田市社協は協定はしておりませんでした。急遽協定をして社協のほうでセンターを設置運営。それから中津につきましては独自でセンターを設置運営をしたというふう聞いております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 話を聞いてみますと、何か社協に丸投げしてるような感じがして、もっとやっぱり市と協働の、今ボランティアは福祉対策課、防災課と全然そこに横の連絡協議がつながりがね、私ないような気がするんですよ。今回幸いという言い方おかしいかもしれないけど人災がなかったということで、比較的範囲も横100メートルぐらいの範囲で、湯の坪の人はほとんど岳本の災害知らなかった人もおるぐらいですので、そういう状況の中だったからよかったけど、これが広範囲でなおかつ人災がこの中に入ったら、そういう対応では私は追いつかないと思うんですが。

市長、その辺は防災安全課と別々の仕事をしているように今何かお答えを聞くと感じるんですが、もっとこういう災害のときに、やはり農地被害もあるし、そういう中でやはりプロジェクトチームなりを災害対策本部で考えられているのか、そこまで。復興、復旧まで含めたそういう会議がされているかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう横断的な会議はできておりません。これから今回の例を教訓に

しながら、横断的な、そして総合的な取り組みができるようにしていきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 先週ですか、国が南海トラフの見直しをして、災害の被害予想額を大きく見直しました。由布市においても過去昭和50年と平成18年に、マグニチュード6規模の地震が起こって大きな被害を受けておりますが、このように今度地震になりますと被害が広範囲になおかつ人災も含めて長期間にわたるという中では、やはりその辺の対策をいかにすることが減災につながるのではないかと考えるんです。

そうしたときにやはりもうちょっと横断的な取り組みをするということと、今回国が示した中に大部分が津波被害による被災ということが多く報じられているんですが、そういったときに逆に今度由布市あたりは大分市、別府市あたりの結局避難地の受け入れ先としても、またそういうこともどこかでやっぱり考えておかなきゃいけないんじゃないかと思いますが。そういう備えあれば憂いなしという言葉もありますが、財政的には非常に厳しいけど、その中で、やはり人命を守るという点では大切なことではないかと思いますが、市長、その辺についてもう少し踏み込んだ組織をつくる必要があるんじゃないかと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今回の東南海、それから南海地震のシミュレーション見ますと、大変な状況というのはよくわかりました。大分市に隣接する市として、できる限りのやっぱりそういう避難者に対する対応は誠心誠意をもってやらねばならないというふうに考えておりますし、由布市としても被災者と同じ気持ちでやれるような、そういう状況をやっぱりこれから構築していかなければならない。それはいつ来るかわかりませんから、早急にそういう避難者受け入れ体制とかいうのも協議をしていきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 次に、岳本川の市が担当している流路についてですが、これまでも17年、19年と、たびたび土砂による被害が起こって、特に暗渠部分、それとそれをどうするかというのをやはりこの際ですね、もうちょっと詰めて結論出さないと、いつまでも同じ被害を起こすんじゃないかと思いますが、その辺は担当課としてどのように考えていますか。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長でございます。お答えをいたします。

今回の補正をお願いしている部分につきましては、当面できる課題ということで考えております。抜本的対策になりますと、今の上流部の治山の施設から下流の金鱗湖の出口まで、大きな流路にするのが一番望ましいのかなとは考えておりますけど、過去にも湯布院町だけ計画をした経緯もございまして、なかなか難しい面もございまして、可能な対策ということで事業担当課として

調査、研究をしていかなければならないということで考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 同じような答えをもとの萩部長のときに、ほとんど同じような答弁をいただいているんですね。それからずっと棚上げ状態ということなので、ぜひ積極的に地権者と地区と話して、この辺は対策をしていただきたいと思いますと思いますが、市長よろしく願います。

それと、金鱗湖の改修についてはですね、今予算計上されているようですが、地権者、地域住民、行政がよく話し合って、いいものをつくっていただきたいなと思っておりますし、しゅんせつについては防災の面もこの金鱗湖は備えておりますので、十分県等にその辺のことも訴えていただきたいと思います。

次に、消防団員の対応についてですが、実は今回このように2週間ぐらいの中で、ほとんど出ずっぱりで自分の仕事もほったらかして、特に1分団1部の部長は自分の農業施設が被災しているにもかかわらず、自分が陣頭指揮をとって、ほとんど自宅には帰らずにもう団員の指揮に当たってきたということなんですが。特に、そして団長も含めてこういう対応してきた中で、消防団員に対する交代選手が結局地元ということでないんですね。24時間ほとんど交代選手がいまま、団長も含めてこれまでやってきた。その辺のことについて、ケアというか健康管理は、避難者に対してはそういうふうに保健師やら何やらがついて手取り足取りされているんですが、実際にボランティアとして活動している消防団員に対するそういう健康管理とか、食事とか、もろもろの交代選手等も含めて、一切検討されてない、放置状態であるというふうに私は感じたんですが。その辺はどういうふうに担当課なり市長はお考えでしょうか。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 住民の方につきましては、今言ったように保健師等ケアをしておりました。しかしながら、消防団につきましてはそこまで目が届かなかったと思っております。

1分団が今回ほとんど出て作業に当たったわけでありまして、ほかの団にも応援を要請をしておりました。そういうことで、今回は自分とこでできる範囲はやると、そういうふうな回答を得たもんでそこで皆さんの力は借りなかったというような状況であります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 冒頭言いましたように、警戒警報が9回も出ている中で、それも1日から14日まで、ほとんど2週間、そういう中で、幾ら何ぼ地元がするからと言って、それはやっぱり無理でしょう。私はやっぱり言い過ぎかもしれないけど、やっぱり団長がああいう

ふうになったのも、一つは私は労災じゃないかと思うんですよ。そのぐらいやはり過労な仕事がやはり負担になってきたんだと。私はそういうふうに感じているんですよ。そういうところに対する配慮、やはり市なり担当課が何も考えてなかったというのは問題があると思うんですが。市長はどうお考えですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 2週間近くも同じ団員が対応に当たったというのは、大変過酷なことであると思います。やっぱり1分団、分団がある以上それぞれの分団の中で、日ごろからそういう取り決めとかお互いの援助体制というのはしっかり、これからつくっておく必要があると。そのときによって、やっぱり皆さん自分のことと思えるような状況をつくっておくということが大事だというふうに思います。

そういうことで今回の状況をよい教訓にしながら、この次から、少なくとも分団でお互いに力を合わせてやれるような体制を団長以下に話をしていきたいと思ってます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 消防団員に対するそういうケアなりは、福祉対策課なりは全然今まで検討しなかったんですか。現状を見た中でそういう部分については全く考えてなかったんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 議員御指摘のとおり、まだ検討したことございません、被災住民に対してでございます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 検討してなかった、検討するつもりがないのか、どちらかでしょうか。

○議長（生野 征平君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。今後検討してまいりたいと思います。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 出動命令は、やはり各小隊なり中隊なりを基本としてますので、過重なそういう現場があれば、その辺の判断は市長なりが指示、消防団団長あたりと方面隊長と十分協議しながら、疲労度合なり勤務状況というか対応の長時間にわたる場合には、やはり強制的にでもよその部と交代させるなりそういうことをして、今地域において消防団が頼りなんですよ、いろんな意味において。祭りでも何でも中核は消防団ですよ。その方を大事にしないというのは、私はおかしいんじゃないかと思います。ただ報酬のことだけではなく、そういう気を遣っ

て食事なり、そういうときのちゃんとした対応をですね、今回いい経験になったと思いますので、今後十分やっていただきたいと思います。

次に、防災無線のことを何人かの議員も言ってますが、私なんかでも家において防災無線を聞いてるときに、これが緊急情報なのか、普段の単なる情報なのかというのがちょっとわかりづらいんですよ。ですから、緊急情報なり警戒警報とかこういう通常使用と緊急使用時で違うような最初の開始音ですかね。サイレンを鳴らすときは火事とかわかりますけど、防災無線の活用としてはその辺の運用で何か変えられないのかというのを提案したいんですが、どうでしょうか。

○議長（生野 征平君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（佐藤 眞二君） 湯布院地域振興課長です。お答えいたします。

太田議員さん言われますように、発砲音についてはもう定例に決まっておりますので、機械上、修正はできませんけれども、今言われましたように緊急放送の場合、「緊急放送、緊急放送」等々の字句を使いまして、使いわけをするなりして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 次に、防災ラジオについても、やはりどのように使用するか。

私どもほとんど通常はラジオ聞いてませんので、そういうラジオを聞いてない人にどういうふう
に緊急情報を流しますというような情報を出すのかという、その辺の検討はどういうふうにして
いるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） お答えします。

現在検討してるのは、FMラジオを全戸配布、その中で通常聞いている場合はFMでもAMでも
流れます。緊急の場合、そこで全ての音がなくなりまして、緊急放送が大音量で流れるというこ
とで、いついかなるときでも緊急事態が発生した場合、大音量で皆さんにお知らせすると、そう
いうようなシステムを今計画をしているところであります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） スイッチが入ってなくても、それは流れるようになるんですね。
はい、ありがとうございます。

最後になりましたが、塚原の野焼きについてです。これまで景観の保全ということで野焼きが
長年にわたって地域住民の努力によってなされてきたわけですが、不幸な事故が起こって以来、
去年で3回忌を迎えてもうそろそろいいんじゃないかというふうなことで質問させていただきました
が、やはり地域としては火入れ責任者になる方がいないというようなことで、だれも受けて

がないということで野焼きが見送られたというようなことを説明を受けました。事故があったときの責任を、やはりだれもとれないというような地域の声ではありますが、そこでやはり市長、これに何かそういう状況の中で、市としては何か対策はないのかを副市長なり検討される考えはないか。火入れ責任者に行政がなるような考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。先ほど市長が答弁いたしましたように、現段階ではそこまでのことは考えておりません。今後この野焼きのことについて検討するに当たりましては、私どもは入会地につきましては財産管理をされてる方々の本来所有権に近いものだというふうに思っておりますので、地元の財産管理組合の意思が第一だと思っておりますので、そことやっぱり十分協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） 太田正美君、残り2分です。

○議員（14番 太田 正美君） ちょっと認識が違うんじゃないかと思うんですよね。過去はそういうふうにあったかもしれませんが、やっぱりこのように地域が高齢化する中で、地域だけではそういうことがうまくできないということになると、行政なりボランティアなりを活用して、協働でこれをしなければ野焼きができないような状況に今もう来ていると思うんですよ。だから地域だけが、あんたどうのもんやけん、自分たちがしよということには無理があると思うんですが、再度質問いたします。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） この問題につきましては、ボランティアの活用等も含めていろいろ検討されてきているというふうに思っております。ただ現段階ではそこまで至ってないということで、全く検討しないという意味ではありませんけど、歴史的な背景と現状が異なってきたから、直ちに行政責任だというような話には一概にはならないというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） 太田議員、時間が来ました。

○議員（14番 太田 正美君） ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） 以上で、14番、太田正美君の一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は15時25分とします。

午後3時10分休憩

.....

午後3時23分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。次に12番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を行います。

まず最初に、市長の挨拶の中で、夏の電力不足に備えた由布市役所での節電対策や市民への協力呼びかけにふれました。一方で、電力会社の電力不足、原子力発電所再稼働キャンペーンが行われましたけども、結果的に、原発事故後の関東地区のような計画停電、あるいは電力融資ということもこの九州電力管内ではありませんでした。大分県の場合は、一昨年目標の17%削減を掲げて21%の超過達成で、先週に、一応、節電を終えました。市長としては、今後の電力不足への対応策をどのように考えてるのか、お尋ねしたいと思います。

ちなみに、同僚議員のほうから、再生可能エネルギーについて質問がありましたけども、なんと大分県は日本の中で最高なんですね。それも電力供給量の30%以上ということで、九重町の場合は自分とこで消費する量の何倍もの電力を生産しているということ。由布市の場合は、その九重町に次ぐ2番目だそうですね、そういう再生可能エネルギーの。ただ、由布市全域で供給するほどの量までは、いってないと。九重町に比べればかなり低いですけども、そういう状態にあるそうです。そういう点でいえば、先ほど出る出てた、市内のそういう事業をやろうとしていることに対して、どういうふうに市が対応するかというのは、重要な問題も抱えているというふうに私は思います。

今度の提案された議案の中で、一つだけ気になるのがあります。議案第56号です。由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例であります。実はこれまで、償還払いで全額無料だったんですね。ひとり親については。母子だろうと、父子だろうとね。それを一部有料を導入したのが、今度の何条ですかね。第7条ですか。一部自己負担金ということでこれを入れました。思い出するのは、子どもの医療費無料化を改正する時も、一部負担を導入いたしました。あの時は、市長は年齢を引き上げる等を検討したいということで、約束通り中学生まで引き上げるっていうことをやりましたけども、今回の場合は、なんの条件も無しに、一部負担金を導入するのとか。せっかく皆さんが楽しみにしてた分を、なんでこんな過酷なことを平気でやるのか。理由も何も述べてないんですよ、提案の時に。こんな無茶苦茶な話がありますか。なぜ、これを一部有料を導入するようになったのか、やっぱりきちっとした説明を市民に対してするべきだというふうに思います。

最後に、塚原の水工場のその後の行政指導について、お尋ねいたします。この認可にあたって、許可にあたっては、随分、不適切な部分もあったというふうに市長も言ってたし、今後の行政指導の中で、これきちっとさせたいということも、副市長のほうも言っていました。それで今問題になってるところが一体どんなふうに改善されているのか、そのことについてもきちっとお答えいただきたいと思います。まず、地元と約束した誓約書のなかで、ボーリング掘削をしないと約束したにも関わらず、ボーリングが行われています。そのことについて。

私ひどいのは、きょう前議長で、ボーリングにかかっている人がいて、その人のお知恵を随分拝

借したんですけども、結局ボーリングというのは150ミリぐらいで掘って、そしてやっぱりその中に管をどのぐらいに入れるかというのは、そのときにいろいろ検討するんですけども、少なくともそんな小さなのでは、もし出なかったときにスイッチポンプ、それを入れるのに100ミリ以下ではもうどうしようもないということも伺ってました。

実際に私たちが何度も現地で聞いたり、現場を見たりすると100ミリ以上あるにもかかわらず、町づくり条例で規制された100ミリ以上の口径については、きちっとした行政指導をするというようなことが守られてないようにあるんですね。そのことも含めて一体どういうふうに行政のほうをやったのか、お尋ねをいたします。

2つ目は、これも大きいんですけども、誓約書で施設の排水は県道の側溝に流すというふうに言われてました。私も担当課からそのようにお聞きしました。

ところが現地では既に市道側にこのボーリングの水も流れているし、宅地から引いた排水、何の排水かわからんですけども、それも市道側に出ています。この市道の側溝に放流していることについては、どういうふうな行政指導がなされているのか、それもお尋ねしたいと思います。

それと3つ目は、埋め土の擁壁、いわゆる外周り、県の開発では30センチ以上の土どめについては厳しい規制があります。ただこの許可は、県の開発を通らなくて市の段階でもいいですよという許可内容です。面積要件でね。しかし、基準は、県の開発の要件でなきゃいかんというのは私当然だというふうに考えます。だって、具体的な行政指導は、県の建築指導課に指導を仰ぐんですから。そこで埋め土の擁壁は単に岩石を積み上げた石積みというのが今の状態です。見ればわかると思うんですけども、木も切っていない。それに石をせりかけているんですね、ぞっと。

こんな耐震性がない石積みが認められるのかと。一体どこがどういうふういきちっと、これを行政指導してるんだというふうに私は思うんで、それらのことについて市長の答弁を求めます。

なお、再質問については自席から行います。よろしくお願ひします。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 12番、西郡均議員の御質問にお答えします。

最初に、由布市の節電対策についてであります。由布市では、市民と一体となって、省エネルギーの推進を行っております。

市の各庁舎や施設では、室内温度を28度とする設定や点灯時間の短縮等の節電に取り組むとともに、市民の皆さまには、市報を通じまして節電をお願いをしているところであります。今後とも、引き続きこうした節電対策を継続してまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭等医療費の助成についてであります。これまでの条例による償還払いと同様に、今回の改正でも医療費を無料としております。

子育て支援施策は、私が進めるまちづくりの重点施策の一つとして、取り組んでおります。現

在の社会情勢や経済情勢を見るときに、ひとり親家庭にとって医療費の負担は厳しいものがありますので、ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定を図るために、現行制度のとおり、一部負担金の全額を助成することとしております。

今回の改正は、大分県内の医療機関で県下一律に行われる制度改革でありまして、一時的には医療機関窓口で500円の支払いが生じますが、由布市では、市役所窓口で申請していただくことによりまして、その負担額も助成することとしております。

このような制度の改正は、受給者の皆さん方への周知が重要となりますことから、全ての受給者の皆さんへ周知できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、塚原自治区と業者間の誓約書についてであります。自治区と協議を行いましたところ、地元としては何ら支障もなく、問題があるとは考えていないとの回答がなされております。

また、施設の排水は、県土木から放流にかかわる施工等の許可がおりている状況で、完成時には県道側溝への放流となる計画であります。

擁壁は、安全性の確保のために間詰コンクリートなどを実施するよう指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ということは、一部負担金については、一たん払うけども後でまた、窓口で一たん払うけども、また従来どおり申請して無料にするということですか。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答え申し上げます。

今回の制度改正につきましては、市長会等の要望とか、それから昨年8月にアンケート等がございまして、それを見ましてどうしてもひとり親家庭については、医療機関窓口の支払いが厳しいということもございまして、県で昨年1年間かけまして協議をいたしました。その結果、現物給付化を図ることになったわけでございますけども、そこには500円の、第7条の規定にありますけども500円の支払いが生じてくるということになりました。

しかしながら由布市では、先ほど市長が申し上げましたとおり、子育て支援策は市の重要施策ということでございますので、このまま無料でということを考えました。それで、第8条、第3項に「一部自己負担金も支給する」ということで書かせていただいております。ちょっとわかりづらくて大変申しわけなかったんですけども、そういうことで無料ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 基本的にもそれも償還払いじゃなくて、現物給付という道には

どうしていけなかったんですか。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

これは県内一斉の事業ということになりますので、由布市だけが最初から500円取らなくて無料ということが、なかなか仕組み上大分県一律でやりますので、医師会との絡みもございますので、それができないということでございましたので、じゃあそこをどうするかということで、一応今までどおり、従来どおりの償還払いという方法で、一回医療機関で500円を支払っていただく。それから今度市役所の窓口で領収書を持ってきていただきまして、その後お返りするというような方法をとっております。

ちなみに、この制度を無料ということを入れる市町村は由布市と玖珠、九重町。1市2町ということで県に確認をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 県の通達を見てみますと、従来どおり単独助成について検討している自治体には、そのようにして結構ですというのがありますよね。そのことを指しているんだろうというふうに思いますけれども、利用者に混乱が起きないように、きちっとした説明を。私自身がこういうふうに誤解してる状態ですから、起きないようにしていただきたいと思います。

では、肝心の塚原の水工場の件ですけれども、地元はもちろん同意をしてるのは、自治委員さんも同意してるし、中津留の班長さんですか——の協議書も出されているように、最初からいろいろいってないんですね。問題はその周辺の住民がやっぱり理解できなければ大変なんですよ。

そして最初のボーリングの件に関しては、ほとんど回答らしき回答じゃないんですけども、担当課長にお伺いします。なぜこれは行政指導の対象じゃないんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 都市・景観推進課長です。お答えいたします。

この誓約書につきましては、条例で求めるような書類ではないということと、民民の契約書であるということでございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私が言ってる意味は、ボーリング掘削は100ミリ以上の口径について町づくり条例で、事業者は市に許可を求めなきゃいかんのでしょ。まちづくり審議会の審議対象になっているのでしょ。違うんですか。町づくり条例第6条の中にそういうふうにあるんじゃないですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えいたします。

このボーリングにつきましては、一応事前に計画書等を見せていただきました。その時点では配管については90ミリですということでご承知しております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） だから何度も現地を確認しろというふうに言いましたよね。現にパイプがあるわけだから、そこを図ればわかるわけですが、幾ら90ミリと言っても。だって、掘った業者が「90ミリじゃない」ち言いよんですから。挿入した管も4インチ、いわゆる100ミリを超えてんです。の管を挿入したと言ってんですよ。実際今出てるパイプを見たら、皆さんのお手元に配っている写真のとおりです。VP125、125ミリなんです。このような見ればすぐわかることであらう、業者が90ミリと言った、90ミリと言ったと言ったけど、あなたが最初に私に言ったのは70ミリと言ったんです。業者が70ミリちゅうたから、いいんですちゅうてね、100ミリじゃありません。

しかし私は、ほかのボーリング業者の方の話を知ったら、そういうことはあり得ないと、70ミリで掘るようなことは。案の上70ミリでは掘ってなかったし、その後に埋めた管も4インチ、実際は4インチで終わるんじゃないかと思うんですけども。要するに100ミリを超えてるんです。そんなことは現地を調査すれば、すぐわかることなんです。それも何度も都市景観のほうに、私も言うし、地元からも声があったと思うんです。もちろん市長、副市長とのお話の中にもこのことは何度も触れたと思うんですけど。なぜこういうことになってんですか。副市長、お願いします。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。口径についてということは、私もそういう報告しか受けておりませんし、最終的にこの口径ではないというふうに、担当課からは報告を受けております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 早い話が担当課は、業者の言うことのみにして、市民や私の言うこと全く無視して、聞き入れないということなんです。今この場ではきちっと現地に行って、管をはかって、そして適切な指導をするちゅうのが、あなたの答弁すべきことやないんですか。（「もう遅いわ」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えします。

配管するときには、事業者から連絡をするというようなことを承知しておりましたので、それを待っていたわけなんです。現にこういう配管が済んでいるということであれば、早急に現地を確認したいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 皆さんにお配りした現場写真の1を見てください。ボーリングした後の取水口ということで、主にボーリングした後はこういう機具がついて、上の管から施設のほうに水を送るわけですね。もう既にここまででき上がっているんですよ。配管するときは担当課に言いますなんちゅう時代はもうとうに過ぎてるんですよ。

既にこの取水口のところには取水口を覆う塀というのが下のように、木の塀がこういうふうに囲まれてます。たまたまよく見えるんですけど、そこからこの管が見えるんですよ。たまたま取水口のこの管をとって今、VPとかいう管が出てんですが。これは寸法までここに載ってるね、125ミリというのが。もうにっちもさっちもないですね、これ。

だから早くから指摘したことなんで、基本的にはこの町づくり条例の第6条の1項3号にはボーリングの規則で定めるものということで、後に書いてますけども、いわゆる口径100ミリ以上ということについてはきちっとした指導をするということ。その場合問題は、近隣の何メートルかの同意が要るんですね。そういうことも含めてやっぱりきちっとした行政指導しないと。先ほど条例をつくれ、つくれという同僚議員がいました。しかし、つくったけど条例が生かされないというんじゃ何にもなりませんよ。だから条例を生かすようにしてほしいと思います。

さて、問題はこれだけじゃないんですね。まちづくり審議会も経て、市長は5月10日にこれを認可しました。しかし、この中にある一番末尾の14番ごらんになってください。工場敷地に隣接するリックの給水施設というのがあります。これはもう石垣のすぐそばに、この給水施設というのがあるんですけども。これが建築物に当たるかどうかということで、現地の方が土木とずっと問い合わせをして、土木の方から資料もらったそうなんです。

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例ということで、全国505、55、建築主事を置く県や市町村ですね——の行政マンが集まってつくった行政会の手引書になってる、建築指導の手引書になってる本の写しを土木の方から送っていただいたそうです。その中にはこの受水槽のことが出てんですね、貯蔵槽その他に類する施設ということで。

これまで由布市のほうは、これは建築物じゃありませんちゅうことずっと言ってたんですね。ところが、それがおかしいんじゃないかと思った現地の方が、この出版元日本行政会議、行政情報センターに問い合わせたところ、やっとその回答が来たらしいんです。

2枚目をめくってください。2枚目の中に現地の方が質疑の内容として問い合わせたのは、左側に載ってます。こういう施設で、人間が外部から行うものは建築物と取り扱わないけども、部屋の中に入るものについては建築物として取り扱うと。1ページの例示されてるのが、受水槽の下部にあるものをさしてるんですね。通信機器等が下部にあるもの、メンテナンス等のスペース。実際の塚原にあるのが横にある施設なんです。それが該当するかどうかという問い合わせをセ

ンターにしたところ、やっとその回答が8月22日ですか、来たみたいなんですけども。

受水槽の側面に一体型に設けられるポンプ室についても、人が内部においてメンテナンス等を行うものは事例と同様に建築物として取り扱うこととなります。このような場合には、当然ながら建築物として建築基準関係規定に適合することが求められます。

というふうに書いてます。現にこの受水槽を確認したら、基礎もものすごいしっかりしたものをつくってんですね。やっぱりこれ建築物として扱われているんだなということを確認できました。

となると、この建築物としての所有者6名の方がこの中にいるそうなんですけども、その協議なんか一切されてないんですね。課長どうなんでしょう。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えいたします。

この受水槽につきましては、たびたび質問もございまして、土木事務所のほうに協議をいたしました。その結果、土木としては、これは建築物じゃないという判断のもとに町としてもそういう結論づけをいたしております。もし、建築物であるとすれば、当然近隣協議の対象になろうというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一応県の土木と言えども、国のこういう基準に沿って行うわけですから、やっぱり国がそういうふう言えば、当然法解釈として隣の県は違うけど、この県——ちなみに大分市は横にあっても建築物として扱ってるんですね。大分市は独自に建築基準を入れてますから、大分市はね。

県はどういうつもりでそういうこと言ったんか知らんけども、基本的には、統一見解としてはこのように来ているわけですから、これについてもきちっと問い合わせをして、確認後適切な処置を行うというのが、あなたの回答すべきことじゃないんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） この件につきましても、早急に土木事務所と協議をいたしたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほどから聞いててわかるように、業者が言ったとか、県が言ったとかいうことで独自に、きちっと自分たちで確認するという作業が全部落ちてるんですね。それで一番不安なのは排水なんですね。

排水は、担当課の説明を見ますと、敷地内の排水は1カ所に集めて県道側に流すというふうにも私も説明を受けました。現地行ってみたら、そういう施設は全くないんですね。敷地の中の排水1カ所に集めるという、そういう設備は。

ちなみに完了検査が行われてないんで、適切な指導は、それをした後きちっと行いますと言われてましたけれども、完了検査いつごろ行ったんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 完了につきましては、まだ事業所から完了報告書が届いておりませんので、届き次第完了検査をいたしたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） お願いなんですけども、口頭では私もかなり詳しくいろいろ教えていただきました。排出はどういうふうにやる、こういうふうにするちゅうのはね。ただ図面もらってないんですよ。あなた第三者だからみたいな言い方するんですけども、基本的には、私たちが市内で行われるこういう議会を通らない開発行為、開発行為というのはほとんど議会を通らないんですよ。執行権の範囲内ですから。

だから、議員の場合は、環境保全審議会等に議員が入って、その中で検討すると。湯布院もそうなんです。まちづくり審議会等に入って、議員の代表がそこでやってます。少なくともその審議会に出した資料ぐらいは、議員にもやっぱり配付してくださいよ。要求があったら出してくださいよ。そこら辺は約束できませんか。これは情報公開のほうになるのかな。総務部長。課長でいいです、はい。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。お答えいたします。

今言われた分は、情報公開等とは関係ないかと思えます。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 情報公開に適用するかどうかちゅうことじゃなくて、情報提供は情報公開の次に出てくるんですね、中に。だから議員に提供することができないのかということとを相談してるわけですよ。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 議員への資料提供というのは別に基準を設けてますんで、こういった場合は提供できるというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そこで、完了検査が済んでないんで、やっぱりそこら辺は厳密にきちっとやってほしいんですけど、傾斜は全部向こうの林に向かって傾斜してます。敷地がですね。写真で見てわからないんですけども、一番かさに側溝があります。だから受けにはならんのですね。一番、南北で言ったら北側になるのかな、安心院のほうに向かって敷地が流れて、その向こうがナンバー7に、中釣地区側の境界に積み上げられた瓦れき、このところに皆水が流

れるようになっているんですね。だから、敷地の造成としては非常に不適格、流れる方向にただの石積みということですね。

業者が石積みにするから石積みにしたちゅう問題じゃないんですよ。先ほども言いましたけども、県の開発では30センチ以上の土どめ、その擁壁については厳しいんですよ。由布市だから石を勝手に積み上げただけで、それで済むちゅうことにならんというふうに思うんですよ。この擁壁の工事をコンクリートの間詰でやるみたいなことをさっき答弁してましたけども。問題はそうじゃないでしょ。やっぱり土台からきちっとした石積みをしなきゃ石積みはなんですよ。今の工法はどこから出てるんですか。開発工事の建築指導上勝手に石積みをして、間にコンクリを詰めればそれでいいというのは、もう既にみんなに周知されてる工法なんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えいたします。

この石積みにつきましては、別にそれに沿った基準というものがございません。擁壁につきましては、建築確認上申請を要する部分と要しない部分とがございます。この場合は建築確認上要しない、要するに擁壁の高さ、石垣の高さの2倍以上建物が離れている場合は、申請を要しないということになっておりまして、この石積みにつきましては、擁壁の保護の当たるような石積みであるというふうなことで考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 擁壁の保護ちゅうのは擁壁が一つあって、その後に勝手に石積みしたなら、それは十分耐震性はありますわね。しかし単なる石積みちゅうのは、地震が来たら崩落するんですよ。崩壊するんですよ。ちょっとこんなコンクリート間詰しただけじゃ、とてもじゃないけどもたんですよ。だれが考えてもわかるようなことなんですよ。

石積みをしながらコンクリートを打ち込んでいくちゅうなら、それは話はわかります。田舎でよくやってるけん、裏を打っていきやつね。裏にコンクリをずっと打って、石積みをしていきやつ。全く違うやないですか。建物がひどってる場合はどんな石積みでもいいちゅうのは、どっから出てるんですか。建物が近くになれば、どんな石積みをしてもいいちゅうふうになってんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えします。

この擁壁ちゅうか、のり面に関しましては、これ大分県の建築基準法の施行条例によるものでございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 施行条例の何条かちゅうのをやっぱり言って、そしてそこには

こういう条文載ってますからこれでいいんですというふうに、やっぱりきちっと説得力のある言い方を。手元になかったら、後日で結構ですけど。そのことだけちょっと明らかにしてください。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えします。

手元にあるんですが、ちょっと条文が長いので、後日、後で差し上げます。

○議員（12番 西郡 均君） いいけん、そのまま言って。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） それでは第2条に崖に建設する建築物ということで、

崖に近接して建築しようとする場合において、崖の上に建築しようとするときはその崖の下端、下の端から水平距離を、崖の下に建築しようとするときは上端から水平距離をそれぞれ崖の高さの2倍以上に保たなければならないということと、建築物の規模もしくは構造、擁壁の設置または崖の状況により建築物の安全上支障がない場合においては適用しない。

というふうになっております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 意味不明ですわ。これで石積みでいいというのには説得力ないですよ。いわゆる建築物をどこ辺で建てるかちゅうことで、切り土のところで、できるちゅうのはそれで今でよく理解できます。しかし、それによって崖の建築物が離れているときには、どんな擁壁でもいいですよちゅうことには今の条文は読み取れんですね、聞いてて。

だから、そういうのはないんだというふうに私は思います。そんないいかげんな条例が。だからあったらまた適切に示してほしいと思います。問題はやっぱりここなんです。排水もそういうふうにとるようになってないし、石積みもこういう状態です。いつ地震が起きてこれが崩落する、一番わかりやすいのは10、11をごらんになってください。

たまたまここは黒い配管のことを言ってるんですけども、ちょうど市道の上がこの石垣なんです。先端が市道の側溝に出てるという、その側溝に出ている黒いパイプの上がちょうど石垣、石積みの状態見てわかるように、木にせりかけて石を積んでいるんですね。こんな石積みなんてのは、普通はやらんです。きちっと木を伐採して、やっぱりちょっと基礎部分を掘って、そしてそこから石積みをしていくというのがまともな石積みをする人のやり方です。しかも下からずっとコンクリを後側をずっとまいていくというのが、普通の石積みの仕方ですよ。

こんなただ石ころ積み上げただけの工法なんてどこで通りますか。それも含めて、やっぱりもう少しきちっと勉強して、こういう市道に全部石が、地震があったときに落ち込まないようにするのを行政として責任をもって指導しなきゃいかんのではないですか。その辺は課長どうですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） お答えいたします。

この場合は、石積みであります。勾配的に1割勾配以下ということもありまして、のり面保護ということもありますので、それ以上立っていれば、それなりに指導していきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 1割勾配ちゅうのは10メートルいったときに1メートルちゅうことなんですよ。（発言する者あり）あ、10割。それなら45度傾斜ちゅうこと。45度でもかなり厳しい傾斜ですよ。（発言する者あり）そういう意見も後ろから出てるから、やっぱりきちっと現地確認して、これで市道にくえないと、補償できるような工法をきちっとらせるといふ、そういう指導はできないんですか。幸い建物はかなり離れてますから、どんなやり直しでもきくと思いますけど、そこら辺どうでしょうか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（柚野 武裕君） 事業者のほうにそういった意向を伝えていきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 見てわかるとおり下に水が流れているよね。これが先ほど言ったポンプ室、ボーリングの出水口の排水です。これが今盛んに出てます。その上の黒いパイプが今説明した敷地から黒いパイプが引かれて、ちょうどボーリング水の上の黒いパイプが写ってるところで、口径が140ミリということに載ってます。こうした排水がどうしてされたのか、完了検査が済んどったら、このことをきちっと聞こうと思ったんですけども進んでないということなんで、その排水が一体どういうものなのか、きちっと現地で確認をお願いしたいというふうに思います。

先ほど議論でわかるように、このことについてはやはり思い込みというんですか、行政の。思い込み、やはり事実確認をきちっとしてないということで、かなりずさんな状態のまま今日まで来てます。そういう点で言えば、ボーリングの施設、実際にでき上がってしまっ、既に100ミリ口径を超えてると思われるにもかかわらず、まちづくり審議会にも何も通ってない。適切な指導もされてない。

本来建築同意のときには協議対象になってた隣接する建築物の所有者の協議等も進んでないというようなことで、基本的には瑕疵の多い同意だったということももう明らかなんです。（発言する者あり）（「黙っちゃれ」と呼ぶ者あり）

そういう点で言えば、これを前回のときも不適切なところが随分あったということを議論の中で市長も感じたようですし、副市長のほうも適切に指導しなきゃならんところで、やっぱり住民の権利を守らなきゃならんところでは、今後の行政指導に生かさなきゃいかんというふうに言っ

てました。どうなんですかね。改めて、お二方の所見をお伺いしたいんですが。副市長、市長、両方お願いします。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。きょう御指摘いただきましたような点も含めまして、もっと指導やっぱり徹底させるべきだというふうに思っておりますので、十分そういうふうに対処してまいりたいと思います。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 完成検査等ありますから、その時点でしっかり指導していきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 業者に重大な瑕疵があった場合はこれを撤回して、改めてきちっと最初から出直させるということも含めて、御指導お願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（生野 征平君） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。

○議長（生野 征平君） これで本日の一般質問は全て終了しました。

次回の本会議は、あす9月12日午前10時より、本日に引き続き一般質問を行います。その後、議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時04分散会
